

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	180 件
国民年金関係	32 件
厚生年金関係	148 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	69 件
国民年金関係	28 件
厚生年金関係	41 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から同年12月まで

私は、昭和37年ごろに国民年金に加入し、45年1月に勤務先の会社が厚生年金保険適用事業所となるまで国民年金保険料を納付してきており、このうち申立期間の保険料は45年12月にまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の昭和37年4月から44年3月までの国民年金保険料を納付している上、申立期間は9か月と短期間である。また、申立人が納付書により保険料を納付したと説明する方法は、当時の過年度納付の方法と合致しており、納付したとする郵便局は、当時開設され、過年度保険料の収納を取り扱っている上、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月から51年3月まで
② 昭和52年9月から53年4月まで

私は、昭和53年に市役所から勧められて、国民年金の加入手続きを行い、300か月の受給資格期間を満たすために納付していなかった国民年金保険料を何回かに分けて特例納付するとともに、その後も保険料を納付してきた。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和46年6月については、申立人は、国民年金手帳の記号番号が払い出された53年時点から60歳になるまで、厚生年金保険加入期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人が保険料の納付を開始したとする53年7月は、第3回特例納付が実施されている。また、特例納付したとする金額は、当該期間及び第3回特例納付により納付済みとされている期間の保険料を第3回特例納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致する。さらに、申立人は、当該期間の保険料を納付した場合、第3回特例納付等により納付済みとされている期間及び未加入期間のうち申立人の夫が厚生年金保険に加入している期間に加えて、手帳記号番号が払い出された時点から60歳まで保険料を納付すると、ちょうど受給資格期間300か月を満たすことになるとともに、申立人の夫は、60歳まで保険料を納付した場合にちょうど受給資格期間240か月を満たすよう第3回特例納付により保険料を納付していることを踏まえると、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和46年7月から51年3月までの期間及

び申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、納付したとする金額は、上述の第3回特例納付により保険料を納付した場合の金額に、当該期間の保険料を第3回特例納付で納付した場合の金額を加えた額と大きく相違する。また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間②当初の52年9月に国民年金の加入資格を喪失し、直後の53年5月に国民年金に任意加入した旨記載されていることから、制度上申立期間②の保険料を納付することができないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないほか、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6421

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年3月まで

私は、昭和47年6月ごろに、国民年金の加入手続をし、金融機関で納付書により国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入したとする昭和47年6月から60歳になるまで、申立期間及び厚生年金保険加入期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は6か月と短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年4月から16年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月から平成6年3月まで
② 平成15年4月から16年3月まで

私は、申立期間①については、昭和46年2月に区役所で転入手続をした際に、以前、父から国民年金に加入しなければいけないと言われたことを思い出して加入手続きを行い、厚生年金保険に加入するまで、金融機関で国民年金保険料を納付してきた。

また、申立期間②については、失業したことから区役所で国民年金の相談をした際に加入手続きを行い、申請免除期間終了後は、金融機関等で保険料を納付してきた。所持する平成15年の確定申告書控にも保険料の記載がある。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、申立人は、平成15年から18年分の所得税の確定申告書控を提出しており、15年分の確定申告書控に記載されている国民年金保険料額は、当該期間の保険料額と一致していることが確認できる。また、当該期間は12か月と比較的短期間であり、前後の保険料は納付済みである上、申立人が納付場所と説明する金融機関は、当時開設されていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。
- 2 しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人の住民票によると、申立人が当時転入したと主張する区での住民登録の手続は、昭和48年6月に行っていることが確認でき、その時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は、国民

年金の加入時期及び保険料の納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧^{あいまい}であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が当該期間当時、国民年金に加入していた形跡は見当たらない上、申立人の平成9年11月以降の保険料は、同年に導入された基礎年金番号によって納付されており、申立人の基礎年金番号は、昭和41年10月に加入した厚生年金保険の番号である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成15年4月から16年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から4年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から4年5月まで
私の国民年金は、私が大学生のころ、母が加入手続きを行い、保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成5年9月ごろに払い出されており、その時点で、申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であるとともに、申立期間直後の4年6月から5年3月までの保険料は過年度納付していることが認められる。さらに、申立人及びその弟の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとする母親は、保険料の納付場所について具体的に記憶しているとともに、昭和51年9月以降の保険料をすべて納付している上、申立人の弟が海外在住の期間中も、弟の国民年金の任意加入手続きを行うなどして、20歳からの保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

私は、昭和41年4月ごろに転居したことから、区役所出張所で転入手続をした際、区の職員から勧められて国民年金の加入手続を行い、その後は国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間前後の保険料は現年度納付していることが確認できる上、申立人は、保険料の納付方法について具体的に記憶しているとともに、申立期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことなどを踏まえると、申立期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月及び同年4月

私は、平成10年7月に、夫と一緒に社会保険事務所に行き、氏名変更と国民年金の第3号被保険者の届出をした。担当者から未納分の国民年金保険料を納付するように言われたため、後日、納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録から、申立人の氏名変更の事務処理は平成10年7月8日に行われていることが確認できる上、申立人は、所轄社会保険事務所の同日付印がある厚生年金保険加入期間に係る「被保険者記録照会回答票」を所持していることから、申立人は同日に当該社会保険事務所で氏名変更手続等を行ったことが確認できる。

また、その時点において、当該社会保険事務所は、申立人が平成10年3月に国民年金の被保険者資格を取得していること、申立期間は雇用保険の失業給付の受給期間であるため第1号被保険者となることを確認したものと考えられ、申立人は、申立期間の国民年金保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年7月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から平成2年3月まで

私は、結婚後、妻に国民年金の加入手続をしてもらい、国民年金保険料を納付してきた。転居後に居住した市での納付記録は見つかったにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間うち、昭和63年7月から平成2年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は離婚後の2年3月に払い出され、同年4月以降の国民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付済みである上、申立人は、同年10月に作成された当該期間の保険料の集合徴収に係る所轄社会保険事務所からの案内状を所持しており、同年4月以降の保険料を納付していたとする内縁の妻が当該案内状を受け取った時点で当該期間の保険料は過年度納付が可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和54年1月から63年6月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当時居住していた区での国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする元妻から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、上記手帳記号番号の払出時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である上、上記案内状においても63年6月までは「時効消滅」の記号が記載されており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年7月から平成2年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から同年9月まで

私の父は家族の国民年金保険料を負担してくれ、兄夫婦が家族全員の保険料をまとめて納付してくれていた。兄夫婦は申立期間の保険料が納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した20歳以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は3か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みである。また、申立期間当時、申立人の保険料を一緒に納付していたとする兄夫婦は、いずれも申立期間の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年3月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から62年3月まで

私の母は、私が20歳になったときに私の国民年金の加入手続きを行い、家族4人分（両親、兄及び私）の国民年金保険料を一緒に納めていたはずである。両親と兄の保険料は納付済みであるのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、戸籍の附票により、申立期間を含む昭和59年4月から63年4月までの期間に実家の所在する区とは別の市に居住していたことが確認できる。申立期間直前の昭和59年度及び直後の62年度の国民年金保険料は納付済みとなっていることについては、申立人は、当該市においては国民年金の住所変更手続きを行っておらず、保険料の納付書が届いた記憶は無いとしていること、申立人は、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、家族4人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の母親は、36年4月から夫婦の加入可能年数の保険料をすべて納付している上、両親と同居していた兄の国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることなどから、申立人の59年度の保険料は、実家に届いた納付書により母親が納付したものと考えられ、62年度の保険料は、申立人が大学卒業後の昭和63年4月に実家の所在する区に転入した際に母親が納付したものと考えられる。

申立期間のうち、昭和61年3月から62年3月までの期間については、申立人が実家の所在する市に転入した時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、上記のとおり、昭和62年度の保険料は母親がさかのぼって納付したものと考えられること、実家の所在する区では、転入届があ

った場合には、国民年金担当課に通知し、同課が所轄社会保険事務所に通知していたと説明しており、現年度保険料の納付書とともに、当該期間の過年度保険料の納付書が発行されたものと考えられることなどから、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和60年4月から61年2月までの期間については、申立人及びその母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記のとおり、申立人は、居住していた市から納付書が届いた記憶が無いとしている上、当該期間は、申立人が実家の所在する区に転入した63年4月時点で時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人及び母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年3月から62年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6434

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで
私は、昭和45年1月に結婚した時に国民年金に加入して、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚して国民年金に加入した昭和45年1月以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は12か月と短期間である。また、申立人の所持する年金手帳により、申立期間中の45年6月の住所変更手続を適切に行っていることが確認できること、所轄社会保険事務所の被保険者台帳により、申立期間前後の保険料は現年度納付されていることが確認できることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和37年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から同年6月まで
② 昭和42年8月及び同年9月

私は、結婚後、自分の年金が無くなることに不安を感じたので、自分で国民年金の加入手続をして、それからはきちんと国民年金保険料を納付していた。申立期間①については、45年以上も後になってから、「納付期限を過ぎていたので還付します」と今さら言われても納得できない。申立期間②についても、きちんと保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年2月10日に払い出され、37年5月資格取得とされていることが申立人の所持する国民年金手帳により確認でき、申立期間①については、申立期間を含む同年4月から38年3月までの国民年金保険料を39年9月21日に郵便局で一括納付した領収書が申立人から提出されたことにより、被保険者期間外であること及び時効により納付できない期間であることを理由として平成21年4月に還付決定されており、37年5月及び同年6月の保険料については長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである上、誤った対象期間の納付書を発行した行政側に事務処理の誤りがあることなどを考慮すると、当該期間の保険料の納付を認めないのは信義則に反する

しかしながら、申立期間①のうち、昭和37年4月の保険料については、申立人が所持する国民年金手帳から、申立人の国民年金の資格取得日は、同年5月であることが確認でき、社会保険庁の特殊台帳の記録とも合致しているなど、

ほかに同年4月が被保険者期間であったことをうかがわせる事情が見当たらないことから当該月の納付記録を訂正することはできない。

一方、申立期間②については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金の再加入手続等の記憶が曖昧であるなど申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立期間は、平成8年2月に厚生年金保険の記録が追加されたことにより生じた未納期間で、その時点では時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和37年5月及び同年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの期間及び51年7月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年3月まで
② 昭和51年7月から52年3月まで

私は、会社退職後の国民年金保険料をすべて納付しており、納期限に遅れた時は保険料をさかのぼって納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間は国民年金保険料をすべて納付している上、海外在住期間及び60歳以降に国民年金に任意加入して保険料を納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

申立期間①については、12か月と短期間であり、申立期間の前後の保険料は納付済みで、申立期間の直前を過年度納付した昭和49年6月時点では、申立期間は現年度納付することが可能である。また、保険料の納付方法及び納付場所の申立人の記憶は具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、9か月と短期間であり、申立期間の前後の保険料は納付済みとなっており、保険料の納付方法及び納付場所の申立人の記憶は具体的である上、申立期間直後の年度の記録が未納から納付済みに訂正されており記録管理に不備が見られるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6440

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から40年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から40年2月まで

私の国民年金は、20歳になったころ、母が加入手続を行い、保険料は、母が自分の分と一緒に集金人に支払っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き60歳到達まで国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は5か月と短期間で、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和40年2月ごろは、現年度納付可能な期間である。さらに加入の契機、保険料の納付方法、納付場所等の申立人の記憶は具体的であり、納付したとする金額は、申立期間の保険料額と一致している上、保険料と一緒に納付したとする申立人の母親の申立期間の保険料は、納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6441

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月及び同年6月

私は、申立期間の国民年金保険料を納付書にて納めており、領収書も所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含め昭和39年5月から40年3月までの国民年金保険料を過年度納付した41年9月14日付けの領収書を所持しており、これが還付された事実は認められないことから、申立人が、時効により納付できない申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである上、申立人所持の領収書より、申立人の保険料徴収を行ったA県の収入官吏が過年度納付の時点で時効により徴収できない申立期間の保険料を誤徴収していることが確認できる。

時効により、申立期間の保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月から58年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月から58年4月まで

私は、昭和57年5月に会社を退職して国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間であり、申立人の、国民年金への加入及び喪失手続の時期、手続の場所、保険料の納付場所等についての記憶が具体的である上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人が国民年金に任意加入し、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和57年7月時点では、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であり、旧国民年金法では、厚生年金保険の加入期間が20年以上と国民年金の加入期間が1年以上あれば、国民年金の通算老齢年金の受給資格が満たされることから、国民年金に任意加入し納付をしたが受給額が少ないと思い喪失手続を行ったとしており、国民年金加入及び喪失手続の契機も明確であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から61年12月まで
② 昭和63年5月から同年9月まで

私は、婚姻後に区役所で国民年金の加入手続を行った。その際に区役所職員から国民年金保険料をさかのぼって納めるようにと勧めがあり、さかのぼれる分の保険料を毎月2か月分ずつ郵便局で納付した。その後の保険料は毎月集金人に納めてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は当該期間前後の期間の国民年金保険料を納付しており、当該期間は5か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付方法に関する記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年2月ごろに払い出されており、当該払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年5月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6444

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私の夫は、私の国民年金の加入手続をし、その後は主に夫が国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が所持する国民年金手帳により、国民年金発足当時の昭和36年2月に任意加入手続をしていることが確認でき、納付済期間のうち保険料の納付時期を確認できる41年からの5年間及び48年10月からの約15年間については、3か月分を除きすべて現年度納付していることが申立人の所持する年金手帳及び領収証書により確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月から40年3月まで
② 昭和45年2月及び同年3月

私たち夫婦は、昭和37年10月ごろに国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間は2か月と短期間である上、当該期間の前後を通じて申立人夫婦の仕事や住所に変更はなく、申立人夫婦の生活状況に変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人夫婦が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間のうち、昭和37年11月及び同年12月の期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された40年4月時点では、時効により保険料を納付できず、38年1月から39年3月までの期間については、手帳記号番号が払い出された時点では、保険料を過年度納付することができるものの、申立人は、過年度納付した記憶がなく、39年4月から40年3月までの期間については、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と相違するなど、申立人夫婦が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立期間当時別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月から40年3月まで
② 昭和45年2月及び同年3月

私たち夫婦は、昭和37年10月ごろに国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間は2か月と短期間である上、当該期間の前後を通じて申立人夫婦の仕事や住所に変更はなく、申立人夫婦の生活状況に変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人夫婦が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間のうち、昭和37年11月及び同年12月については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された40年4月時点では、時効により保険料を納付できず、38年1月から39年3月までの期間については、手帳記号番号が払い出された時点では、保険料を過年度納付することができるものの、申立人は、過年度納付した記憶がなく、39年4月から40年3月までの期間については、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と相違するなど、申立人夫婦が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立期間当時別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年6月までの期間及び47年2月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から46年6月まで
② 昭和47年2月から同年10月まで

私の母は、私が会社を退職し無職だった間、私の国民年金保険料を納付してしてくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月及び9か月とそれぞれ短期間である上、申立人は、当時同居していた申立人の母親が集金人に国民年金保険料を納付し、領収印を押ししてもらっていたと納付状況を具体的に説明しているとともに、申立期間①直後の昭和46年7月には、再就職したので保険料を納付していないこと及び現在所持している国民年金手帳とは別の手帳を見たことを憶えているとしている。申立人が当時居住していた市では、自治会等の納付組織が保険料を集金し、市役所において、事前に被保険者から預かっている国民年金手帳に印紙を貼付し検認印を押す納付方法が実施されており、申立人の納付状況に係る説明と合致している。また、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額とおおむね一致している。さらに、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年1月までの期間、53年4月及び同年5月、54年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から53年1月まで
② 昭和53年4月及び同年5月
③ 昭和54年10月

私の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び厚生年金保険加入期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は10か月、2か月及び1か月とそれぞれ短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致しており、納付したとする金融機関は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っている。さらに、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月から平成2年3月まで

私の父が、私への国民年金の加入勧奨を見て、加入手続を行い、20歳から国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入で保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親は、国民年金の加入の動機、加入手続、加入場所など加入状況を具体的に記憶しており、その内容は当時の国民年金の状況等に照らしても矛盾は無く、父親は、申立期間の保険料を口座振替で納付していたと説明しているところ、その始期及び終期の記憶が鮮明であるとともに、当時、申立人の居住していた村では、保険料の口座振替が可能であったことが確認できるなど、申立内容の全体を通じて不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から同年9月まで
私の妻が、結婚後、私の国民年金の加入手続を行い、その時に、区役所で2年間さかのぼって納付することが可能だと聞き、後日、金融機関で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年1月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとする妻は、国民年金の加入場所、加入時期及び過年度納付した時の記憶が鮮明である。さらに、申立期間は6か月と短期間である上、申立期間の前後の保険料が過年度納付で納付済みとなっていることを踏まえると、申立期間の保険料も納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から同年9月まで

私の父は、国民年金制度が発足したときに私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。父と一緒に納付していた兄及び従業員の申立期間の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当時の昭和36年4月に国民年金に加入以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人と国民年金手帳の記号番号が連番で払い出され、父親と一緒に納付していたとする兄及び二人の従業員の申立期間の保険料は、納付済みとなっている上、36年4月から50年3月までの申立人、その兄及び二人の従業員の保険料は申立期間を除き同一日に納付していることが特殊台帳により確認できることから、申立期間の保険料も父親が納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和45年1月から同年3月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料を区の集金人に、申立期間②の保険料を区の集金人か金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き昭和36年4月から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間はいずれも3か月と短期間である。また、申立期間①の保険料を納付し、印紙を国民年金手帳に貼付してもらったとする方法及び申立期間②の保険料を納付書により納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から40年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

私の妻は、婚姻した昭和38年8月に夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間は3か月と短期間である。また、保険料を納付したとする市の出張所は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っている。さらに、申立人夫婦は、当該期間の前後を通じて仕事や住所に変更はなく、申立人の生活状況に変化が認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻及び申立人は、国民年金の加入手続きの状況、保険料の納付方法、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年7月時点では、当該期間の保険料を過年度納付できるものの、申立人の妻は、保険料をさかのぼって納付した憶えはないと説明するなど、申立人の妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から40年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

私は、婚姻した昭和38年8月に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間は3か月と短期間である。また、保険料を納付したとする市の出張所は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っている。さらに、申立人夫婦は、当該期間の前後を通じて仕事や住所に変更はなく、申立人の生活状況に変化が認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況、保険料の納付方法、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年7月時点では、当該期間の保険料を過年度納付できるものの、申立人は、保険料をさかのぼって納付した憶えはないと説明するなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から41年3月まで

私は、昭和40年10月ごろに国民年金に任意加入し、平成4年3月に厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は6か月と短期間である。また、社会保険庁の記録では、申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年10月に国民年金に任意加入していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から47年2月まで
② 平成13年4月

私は、厚生年金保険適用事業所を退職後に国民年金に加入し、母が私の学生期間の国民年金保険料を一括で納付してくれ、その後は、私が保険料を納付してきた。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに、申立期間②が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和52年3月以降、当該期間を除き60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は1か月と短期間である。また、当該期間当時、申立人は口座振替により保険料を納付しており、金融機関の取引記録によると、当該期間の保険料は残高不足により引き落とされていないことが確認できるものの、当該期間直後の平成13年5月の保険料は金融機関の取引記録では当該期間と同様に残高不足により引き落とされていないが、同年7月に納付書により納付されており、当該期間についても口座振替されなかった後に納付書が発行されていたと考えられるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和53年1月ごろに払い出されており、国民年金の資格取得日は52年3月16日であることが申立人の所持する年金手

帳及び申立人の居住する区で保管する国民年金被保険者名簿により確認でき、当該期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することができない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成13年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から51年12月まで
② 昭和54年4月から同年6月まで

私の母は、私と弟の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を20歳までさかのぼって納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和52年1月以降、当該期間を除き60歳到達時まで国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は3か月と短期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人は、母親から、過去の未納分の保険料をまとめて納付したと言われたことを記憶しているが、これについては、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年4月時点で時効期間経過前の納付可能な52年1月からの保険料をさかのぼって納付している状況と合致するなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から48年9月まで

私は三女が生まれた2か月後の昭和47年*月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和48年2月ごろに払い出されており、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。また、加入手続時に申立人に同行したとする申立人の妻は、三女が誕生した後に児童手当の申請のために区役所を訪れ、併せて申立人の国民年金の加入手続をした際に、区役所職員から勧められて受給資格期間を満たすために保険料をさかのぼって納付したと具体的に説明している上、申立人の保険料が納付済みとなっている48年10月からの納付開始では、申立人は60歳まで納付しても受給資格期間に7か月不足する状況であったことなど、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳一覧表により、申立人は、各申立期間に同社から賞与の支払を受け、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に係る標準賞与額については、賞与台帳一覧表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
5786	男		昭和50年生		① 平成15年8月1日	22万 円
					② 平成15年12月1日	22万 円
					③ 平成16年8月2日	22万 円
					④ 平成16年12月1日	20万 円
					⑤ 平成17年8月1日	20万 円
					⑥ 平成17年12月1日	20万 円
					⑦ 平成18年8月1日	19万 円
5787	男		昭和49年生		① 平成15年8月1日	20万 円
					② 平成15年12月1日	18万 円
					③ 平成16年8月2日	17万 円
					④ 平成16年12月1日	16万 円
5788	男		昭和46年生		① 平成15年8月1日	23万 円
					② 平成15年12月1日	23万 円
					③ 平成16年8月2日	23万 円
					④ 平成16年12月1日	22万 5,000 円
					⑤ 平成17年8月1日	20万 円
					⑥ 平成17年12月1日	21万 円
					⑦ 平成18年8月1日	21万 5,000 円
5789	男		昭和50年生		① 平成15年8月1日	23万 円
					② 平成15年12月1日	19万 円
					③ 平成16年8月2日	21万 5,000 円
					④ 平成16年12月1日	20万 円
5790	男		昭和43年生		① 平成15年8月1日	20万 円
					② 平成15年12月1日	17万 円
					③ 平成16年8月2日	17万 円
					④ 平成16年12月1日	15万 円
					⑤ 平成17年8月1日	15万 円
					⑥ 平成17年12月1日	15万 円
					⑦ 平成18年8月1日	20万 円
5791	男		昭和52年生		① 平成15年8月1日	23万 5,000 円
					② 平成15年12月1日	23万 円
					③ 平成16年8月2日	23万 円
					④ 平成16年12月1日	24万 円
					⑤ 平成17年8月1日	26万 円
					⑥ 平成17年12月1日	26万 円
					⑦ 平成18年8月1日	26万 5,000 円
5792	男		昭和45年生		① 平成15年8月1日	23万 5,000 円
					② 平成15年12月1日	23万 5,000 円
					③ 平成16年8月2日	23万 5,000 円
					④ 平成16年12月1日	24万 円
					⑤ 平成17年8月1日	27万 円
					⑥ 平成17年12月1日	27万 5,000 円
					⑦ 平成18年8月1日	28万 円
5793	男		昭和52年生		① 平成15年8月1日	21万 円
					② 平成15年12月1日	21万 円
					③ 平成16年8月2日	21万 円
					④ 平成16年12月1日	21万 5,000 円
					⑤ 平成17年8月1日	21万 円
					⑥ 平成17年12月1日	21万 円
					⑦ 平成18年8月1日	22万 円
5794	男		昭和51年生		① 平成15年8月1日	20万 円
					② 平成15年12月1日	19万 円
					③ 平成16年8月2日	19万 5,000 円
					④ 平成16年12月1日	18万 円
					⑤ 平成17年8月1日	17万 円
					⑥ 平成17年12月1日	15万 円
					⑦ 平成18年8月1日	18万 円
5795	男		昭和46年生		① 平成15年8月1日	21万 5,000 円
					② 平成15年12月1日	19万 5,000 円
					③ 平成16年8月2日	20万 円
					④ 平成16年12月1日	20万 円
					⑤ 平成17年8月1日	22万 5,000 円
					⑥ 平成17年12月1日	22万 5,000 円
					⑦ 平成18年8月1日	21万 円
5796	男		昭和46年生		① 平成15年8月1日	23万 円
					② 平成15年12月1日	22万 円
					③ 平成16年8月2日	22万 円
5797	男		昭和49年生		① 平成15年8月1日	40万 円
5798	男		昭和52年生		① 平成15年8月1日	20万 5,000 円
					② 平成15年12月1日	20万 5,000 円
					③ 平成16年8月2日	21万 円
					④ 平成16年12月1日	19万 円
					⑤ 平成17年8月1日	19万 円
					⑥ 平成17年12月1日	19万 円
					⑦ 平成18年8月1日	19万 5,000 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
5799	男		昭和52年生		① 平成15年8月1日	20万 円
					② 平成15年12月1日	21万 円
					③ 平成16年8月2日	21万 5,000 円
					④ 平成16年12月1日	21万 8,000 円
					⑤ 平成17年8月1日	21万 5,000 円
					⑥ 平成17年12月1日	22万 円
					⑦ 平成18年8月1日	22万 円
5800	男		昭和51年生		① 平成15年8月1日	20万 5,000 円
					② 平成15年12月1日	21万 円
					③ 平成16年8月2日	21万 5,000 円
5801	男		昭和46年生		① 平成15年8月1日	23万 5,000 円
					② 平成15年12月1日	24万 5,000 円
					③ 平成16年8月2日	22万 6,000 円
					④ 平成16年12月1日	23万 円
					⑤ 平成17年8月1日	22万 円
					⑥ 平成17年12月1日	22万 円
					⑦ 平成18年8月1日	22万 5,000 円
5802	男		昭和49年生		① 平成15年8月1日	21万 円
					② 平成15年12月1日	20万 円
					③ 平成16年8月2日	22万 5,000 円
					④ 平成16年12月1日	23万 円
					⑤ 平成17年8月1日	24万 円
5803	男		昭和50年生		① 平成15年8月1日	23万 円
					② 平成15年12月1日	24万 円
					③ 平成16年8月2日	23万 円
					④ 平成16年12月1日	24万 円
					⑤ 平成17年8月1日	27万 円
					⑥ 平成17年12月1日	27万 5,000 円
					⑦ 平成18年8月1日	27万 5,000 円
5804	男		昭和51年生		① 平成15年8月1日	21万 5,000 円
					② 平成15年12月1日	22万 円
					③ 平成16年8月2日	23万 円
					④ 平成16年12月1日	24万 円
					⑤ 平成17年8月1日	25万 円
					⑥ 平成17年12月1日	25万 円
					⑦ 平成18年8月1日	25万 5,000 円
5805	男		昭和48年生		① 平成15年8月1日	23万 5,000 円
					② 平成15年12月1日	24万 5,000 円
					③ 平成16年8月2日	24万 円
					④ 平成16年12月1日	23万 5,000 円
5806	男		昭和50年生		① 平成15年8月1日	22万 円
					② 平成15年12月1日	22万 円
5807	男		昭和49年生		① 平成15年8月1日	21万 円
					② 平成15年12月1日	21万 5,000 円
					③ 平成16年8月2日	22万 2,000 円
					④ 平成16年12月1日	22万 5,000 円
					⑤ 平成17年8月1日	27万 円
					⑥ 平成17年12月1日	27万 円
					⑦ 平成18年8月1日	27万 円
5808	男		昭和51年生		① 平成15年8月1日	20万 5,000 円
					② 平成15年12月1日	22万 5,000 円
					③ 平成16年8月2日	22万 5,000 円
					④ 平成16年12月1日	23万 5,000 円
					⑤ 平成17年8月1日	27万 円
					⑥ 平成17年12月1日	27万 5,000 円
5809	男		昭和51年生		① 平成15年8月1日	21万 5,000 円
					② 平成15年12月1日	21万 5,000 円
					③ 平成16年8月2日	22万 円
					④ 平成16年12月1日	22万 円
					⑤ 平成17年8月1日	25万 円
					⑥ 平成17年12月1日	25万 5,000 円
					⑦ 平成18年8月1日	26万 5,000 円
5810	男		昭和47年生		① 平成15年8月1日	23万 円
					② 平成15年12月1日	22万 5,000 円
					③ 平成16年8月2日	23万 5,000 円
					④ 平成16年12月1日	23万 円
					⑤ 平成17年8月1日	26万 5,000 円
					⑥ 平成17年12月1日	26万 5,000 円
					⑦ 平成18年8月1日	27万 5,000 円
5811	男		昭和50年生		① 平成15年8月1日	23万 円
					② 平成15年12月1日	24万 5,000 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
5812	男		昭和50年生		① 平成15年8月1日	20万 円
					② 平成15年12月1日	20万 5,000 円
					③ 平成16年8月2日	21万 4,000 円
					④ 平成16年12月1日	21万 5,000 円
					⑤ 平成17年8月1日	21万 8,000 円
					⑥ 平成17年12月1日	22万 円
					⑦ 平成18年8月1日	22万 5,000 円
5813	男		昭和52年生		① 平成15年8月1日	19万 9,000 円
					② 平成15年12月1日	20万 5,000 円
					③ 平成16年8月2日	21万 円
					④ 平成16年12月1日	21万 5,000 円
5814	男		昭和52年生		① 平成15年8月1日	20万 円
					② 平成15年12月1日	20万 円
					③ 平成16年8月2日	20万 5,000 円
					④ 平成16年12月1日	21万 円
					⑤ 平成17年8月1日	21万 円
					⑥ 平成17年12月1日	21万 円
					⑦ 平成18年8月1日	21万 5,000 円
5815	女		昭和51年生		① 平成15年8月1日	16万 円
					② 平成15年12月1日	16万 5,000 円
					③ 平成16年8月2日	16万 5,000 円
					④ 平成16年12月1日	17万 円
					⑤ 平成17年8月1日	18万 5,000 円
					⑥ 平成17年12月1日	19万 円
					⑦ 平成18年8月1日	20万 円
5816	男		昭和53年生		① 平成15年8月1日	19万 9,000 円
					② 平成15年12月1日	19万 5,000 円
					③ 平成16年8月2日	18万 円
					④ 平成16年12月1日	17万 5,000 円
					⑤ 平成17年8月1日	17万 円
					⑥ 平成17年12月1日	15万 円
					⑦ 平成18年8月1日	17万 円
5817	男		昭和53年生		① 平成15年8月1日	20万 円
					② 平成15年12月1日	19万 円
					③ 平成16年8月2日	20万 5,000 円
					④ 平成16年12月1日	18万 円
					⑤ 平成17年8月1日	20万 円
					⑥ 平成17年12月1日	19万 円
					⑦ 平成18年8月1日	20万 円
5818	男		昭和49年生		① 平成15年8月1日	21万 円
					② 平成15年12月1日	21万 5,000 円
					③ 平成16年8月2日	22万 6,000 円
					④ 平成16年12月1日	23万 円
					⑤ 平成17年8月1日	25万 円
					⑥ 平成17年12月1日	25万 5,000 円
					⑦ 平成18年8月1日	25万 5,000 円
5819	男		昭和48年生		① 平成15年8月1日	21万 5,000 円
					② 平成15年12月1日	22万 円
					③ 平成16年8月2日	22万 5,000 円
					④ 平成16年12月1日	23万 5,000 円
					⑤ 平成17年8月1日	25万 円
					⑥ 平成17年12月1日	25万 円
					⑦ 平成18年8月1日	26万 円
5820	男		昭和51年生		① 平成15年8月1日	23万 円
					② 平成15年12月1日	24万 円
					③ 平成16年8月2日	24万 円
					④ 平成16年12月1日	24万 円
					⑤ 平成17年8月1日	22万 円
					⑥ 平成17年12月1日	15万 円
5821	男		昭和48年生		① 平成15年8月1日	20万 円
					② 平成15年12月1日	20万 円
5822	女		昭和49年生		① 平成15年8月1日	23万 円
					② 平成15年12月1日	24万 円
					③ 平成16年8月2日	23万 円
					④ 平成16年12月1日	10万 円
					⑤ 平成17年8月1日	20万 円
					⑥ 平成17年12月1日	20万 円
5823	男		昭和50年生		① 平成15年8月1日	22万 5,000 円
					② 平成15年12月1日	23万 円
					③ 平成16年8月2日	23万 円
					④ 平成16年12月1日	23万 5,000 円
					⑤ 平成17年8月1日	27万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
5824	男		昭和54年生		① 平成15年8月1日	19万 2,000円
					② 平成15年12月1日	20万 円
					③ 平成16年8月2日	20万 円
					④ 平成16年12月1日	20万 5,000円
					⑤ 平成17年8月1日	20万 5,000円
					⑥ 平成17年12月1日	20万 5,000円
					⑦ 平成18年8月1日	21万 円
5825	男		昭和51年生		① 平成15年8月1日	20万 6,000円
					② 平成15年12月1日	21万 円
					③ 平成16年8月2日	22万 円
					④ 平成16年12月1日	22万 7,000円
					⑤ 平成17年8月1日	24万 2,000円
					⑥ 平成17年12月1日	25万 円
					⑦ 平成18年8月1日	25万 5,000円
5826	男		昭和50年生		① 平成15年8月1日	20万 5,000円
					② 平成15年12月1日	21万 円
					③ 平成16年8月2日	21万 4,000円
					④ 平成16年12月1日	21万 5,000円
					⑤ 平成17年8月1日	21万 8,000円
					⑥ 平成17年12月1日	22万 5,000円
					⑦ 平成18年8月1日	23万 円
5827	男		昭和51年生		① 平成15年8月1日	15万 円
					② 平成15年12月1日	18万 円
					③ 平成16年8月2日	20万 円
					④ 平成16年12月1日	21万 円
					⑤ 平成17年8月1日	20万 円
5828	男		昭和48年生		① 平成15年8月1日	21万 円
					② 平成15年12月1日	21万 5,000円
					③ 平成16年8月2日	22万 円
					④ 平成16年12月1日	22万 3,000円
					⑤ 平成17年8月1日	22万 5,000円
					⑥ 平成17年12月1日	22万 5,000円
					⑦ 平成18年8月1日	23万 円
5829	男		昭和50年生		① 平成15年8月1日	21万 円
					② 平成15年12月1日	21万 円
					③ 平成16年8月2日	22万 5,000円
					④ 平成16年12月1日	22万 8,000円
					⑤ 平成17年8月1日	25万 円
					⑥ 平成17年12月1日	25万 5,000円
					⑦ 平成18年8月1日	26万 円
5830	男		昭和53年生		① 平成15年8月1日	21万 円
					② 平成15年12月1日	20万 円
					③ 平成16年8月2日	20万 6,000円
					④ 平成16年12月1日	20万 5,000円
					⑤ 平成17年8月1日	22万 5,000円
					⑥ 平成17年12月1日	22万 5,000円
					⑦ 平成18年8月1日	22万 円
5831	男		昭和52年生		① 平成15年8月1日	20万 3,000円
					② 平成15年12月1日	20万 5,000円
					③ 平成16年8月2日	22万 円
					④ 平成16年12月1日	22万 5,000円
					⑤ 平成17年8月1日	25万 円
					⑥ 平成17年12月1日	25万 円
5832	男		昭和49年生		① 平成15年8月1日	21万 円
					② 平成15年12月1日	22万 円
					③ 平成16年8月2日	22万 8,000円
					④ 平成16年12月1日	23万 円
					⑤ 平成17年8月1日	24万 円
5833	男		昭和52年生		① 平成15年8月1日	20万 3,000円
					② 平成15年12月1日	21万 円
					③ 平成16年8月2日	22万 円
5834	男		昭和51年生		① 平成15年8月1日	20万 3,000円
					② 平成15年12月1日	20万 5,000円
					③ 平成16年8月2日	21万 円
					④ 平成16年12月1日	21万 5,000円
					⑤ 平成17年8月1日	21万 円
					⑥ 平成17年12月1日	21万 円
					⑦ 平成18年8月1日	22万 5,000円
5835	男		昭和54年生		① 平成15年8月1日	19万 2,000円
					② 平成15年12月1日	20万 円
					③ 平成16年8月2日	20万 5,000円
					④ 平成16年12月1日	21万 円
					⑤ 平成17年8月1日	22万 円
					⑥ 平成17年12月1日	22万 円
					⑦ 平成18年8月1日	23万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
5836	男		昭和56年生		① 平成15年8月1日	18万 9,000円
					② 平成15年12月1日	19万 5,000円
					③ 平成16年8月2日	20万 円
					④ 平成16年12月1日	20万 5,000円
					⑤ 平成17年8月1日	20万 5,000円
					⑥ 平成17年12月1日	20万 5,000円
					⑦ 平成18年8月1日	21万 円
5837	男		昭和51年生		① 平成15年8月1日	20万 3,000円
					② 平成15年12月1日	20万 5,000円
					③ 平成16年8月2日	21万 円
					④ 平成16年12月1日	21万 円
					⑤ 平成17年8月1日	21万 円
					⑥ 平成17年12月1日	21万 円
					⑦ 平成18年8月1日	22万 5,000円
5838	男		昭和54年生		① 平成15年8月1日	19万 円
					② 平成15年12月1日	20万 円
					③ 平成16年8月2日	20万 円
					④ 平成16年12月1日	21万 円
					⑤ 平成17年8月1日	20万 円
					⑥ 平成17年12月1日	20万 円
					⑦ 平成18年8月1日	21万 円
5839	男		昭和53年生		① 平成15年8月1日	19万 5,000円
					② 平成15年12月1日	20万 円
					③ 平成16年8月2日	20万 5,000円
					④ 平成16年12月1日	21万 円
					⑤ 平成17年8月1日	23万 5,000円
					⑥ 平成17年12月1日	21万 円
					⑦ 平成18年8月1日	21万 円
5840	男		昭和54年生		① 平成15年8月1日	19万 2,000円
					② 平成15年12月1日	20万 円
					③ 平成16年8月2日	20万 円
					④ 平成16年12月1日	21万 円
					⑤ 平成17年8月1日	24万 円
					⑥ 平成17年12月1日	25万 円
					⑦ 平成18年8月1日	25万 5,000円
5841	男		昭和56年生		① 平成15年8月1日	18万 5,000円
					② 平成15年12月1日	19万 円
					③ 平成16年8月2日	19万 2,000円
					④ 平成16年12月1日	19万 5,000円
					⑤ 平成17年8月1日	20万 8,000円
					⑥ 平成17年12月1日	21万 円
					⑦ 平成18年8月1日	21万 円
5842	男		昭和52年生		① 平成15年8月1日	19万 9,000円
					② 平成15年12月1日	20万 円
					③ 平成16年8月2日	20万 6,000円
					④ 平成16年12月1日	20万 円
					⑤ 平成17年8月1日	18万 5,000円
					⑥ 平成17年12月1日	19万 円
					⑦ 平成18年8月1日	20万 円
5843	男		昭和55年生		平成15年8月1日	16万 円
5844	男		昭和52年生		① 平成15年8月1日	17万 円
					② 平成15年12月1日	20万 円
					③ 平成16年8月2日	21万 円
					④ 平成16年12月1日	21万 5,000円
					⑤ 平成17年8月1日	21万 円
					⑥ 平成17年12月1日	22万 円
					⑦ 平成18年8月1日	21万 5,000円
5845	男		昭和54年生		① 平成15年8月1日	16万 円
					② 平成15年12月1日	20万 円
					③ 平成16年8月2日	20万 8,000円
					④ 平成16年12月1日	21万 円
					⑤ 平成17年8月1日	22万 円
					⑥ 平成17年12月1日	22万 円
					⑦ 平成18年8月1日	22万 円
5846	女		昭和56年生		① 平成15年8月1日	5万 円
					② 平成15年12月1日	13万 5,000円
					③ 平成16年8月2日	17万 5,000円
					④ 平成16年12月1日	19万 5,000円
					⑤ 平成17年8月1日	20万 5,000円
					⑥ 平成17年12月1日	20万 5,000円
					⑦ 平成18年8月1日	21万 5,000円
5847	男		昭和54年生		① 平成15年8月1日	3万 円
					② 平成15年12月1日	15万 円
					③ 平成16年8月2日	20万 円
					④ 平成16年12月1日	21万 円
					⑤ 平成17年8月1日	21万 5,000円
					⑥ 平成17年12月1日	22万 円
					⑦ 平成18年8月1日	23万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
5848	男		昭和52年生		① 平成15年8月1日	3万 円
					② 平成15年12月1日	15万 円
					③ 平成16年8月2日	20万 7,000 円
					④ 平成16年12月1日	21万 円
					⑤ 平成17年8月1日	20万 円
					⑥ 平成17年12月1日	21万 5,000 円
					⑦ 平成18年8月1日	23万 円
5849	男		昭和53年生		① 平成15年8月1日	3万 円
					② 平成15年12月1日	15万 円
					③ 平成16年8月2日	20万 円
					④ 平成16年12月1日	20万 5,000 円
					⑤ 平成17年8月1日	20万 円
					⑥ 平成17年12月1日	20万 円
					⑦ 平成18年8月1日	21万 円
5850	女		昭和52年生		① 平成15年8月1日	2万 円
					② 平成15年12月1日	8万 円
					③ 平成16年8月2日	15万 1,000 円
5851	男		昭和57年生		① 平成15年12月1日	6万 円
					② 平成16年8月2日	18万 円
					③ 平成16年12月1日	20万 円
					④ 平成17年8月1日	19万 円
					⑤ 平成17年12月1日	18万 円
					⑥ 平成18年8月1日	19万 円
5852	男		昭和52年生		① 平成15年12月1日	6万 円
					② 平成16年8月2日	20万 円
					③ 平成16年12月1日	20万 5,000 円
					④ 平成17年8月1日	21万 円
					⑤ 平成17年12月1日	21万 円
					⑥ 平成18年8月1日	22万 円
5853	男		昭和55年生		① 平成15年12月1日	6万 円
					② 平成16年8月2日	18万 5,000 円
					③ 平成16年12月1日	19万 円
					④ 平成17年8月1日	19万 円
					⑤ 平成17年12月1日	19万 5,000 円
					⑥ 平成18年8月1日	19万 円
5854	男		昭和54年生		① 平成15年12月1日	6万 円
					② 平成16年8月2日	20万 円
					③ 平成16年12月1日	20万 8,000 円
					④ 平成17年8月1日	20万 円
					⑤ 平成17年12月1日	20万 円
					⑥ 平成18年8月1日	20万 5,000 円
5855	男		昭和54年生		① 平成15年12月1日	2万 円
					② 平成16年8月2日	10万 円
					③ 平成16年12月1日	19万 5,000 円
					④ 平成17年8月1日	20万 5,000 円
					⑤ 平成17年12月1日	20万 5,000 円
					⑥ 平成18年8月1日	20万 5,000 円
5856	男		昭和52年生		① 平成15年12月1日	4万 円
					② 平成16年8月2日	14万 5,000 円
					③ 平成16年12月1日	20万 円
					④ 平成17年8月1日	20万 円
					⑤ 平成17年12月1日	20万 円
					⑥ 平成18年8月1日	21万 円
5857	男		昭和56年生		① 平成15年12月1日	4万 円
					② 平成16年8月2日	13万 円
					③ 平成16年12月1日	19万 5,000 円
					④ 平成17年8月1日	19万 5,000 円
					⑤ 平成17年12月1日	19万 5,000 円
					⑥ 平成18年8月1日	20万 円
5858	男		昭和52年生		① 平成15年12月1日	3万 円
					② 平成16年8月2日	14万 5,000 円
					③ 平成16年12月1日	10万 円
5859	男		昭和53年生		① 平成16年8月2日	5万 円
					② 平成16年12月1日	14万 5,000 円
					③ 平成17年8月1日	25万 円
					④ 平成17年12月1日	25万 円
					⑤ 平成18年8月1日	25万 5,000 円
5860	男		昭和56年生		① 平成16年8月2日	5万 円
					② 平成16年12月1日	10万 円
					③ 平成17年8月1日	23万 5,000 円
					④ 平成17年12月1日	10万 円
5861	男		昭和55年生		① 平成16年8月2日	3万 円
					② 平成16年12月1日	10万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
5862	男		昭和47年生		① 平成16年12月1日	10万 円
					② 平成17年8月1日	24万 円
					③ 平成17年12月1日	24万 円
					④ 平成18年8月1日	24万 5,000 円
5863	男		昭和50年生		① 平成16年12月1日	10万 円
					② 平成17年8月1日	26万 円
					③ 平成17年12月1日	26万 5,000 円
					④ 平成18年8月1日	27万 円
5864	男		昭和58年生		① 平成17年8月1日	18万 円
					② 平成17年12月1日	18万 5,000 円
					③ 平成18年8月1日	18万 5,000 円
5865	男		昭和57年生		① 平成17年8月1日	18万 1,000 円
					② 平成17年12月1日	18万 5,000 円
					③ 平成18年8月1日	19万 円
5866	男		昭和58年生		① 平成17年8月1日	18万 1,000 円
					② 平成17年12月1日	19万 円
					③ 平成18年8月1日	19万 5,000 円
5867	男		昭和58年生		① 平成17年8月1日	18万 円
					② 平成17年12月1日	18万 5,000 円
					③ 平成18年8月1日	18万 5,000 円
5868	男		昭和55年生		① 平成17年8月1日	18万 5,000 円
					② 平成17年12月1日	19万 円
					③ 平成18年8月1日	20万 円
5869	男		昭和57年生		① 平成17年8月1日	18万 1,000 円
					② 平成17年12月1日	18万 7,000 円
					③ 平成18年8月1日	18万 5,000 円
5870	男		昭和56年生		① 平成17年8月1日	18万 2,000 円
					② 平成17年12月1日	19万 円
					③ 平成18年8月1日	19万 5,000 円
5871	男		昭和56年生		① 平成17年8月1日	18万 5,000 円
					② 平成17年12月1日	18万 5,000 円
					③ 平成18年8月1日	19万 円
5872	女		昭和53年生		① 平成17年8月1日	22万 円
					② 平成17年12月1日	23万 円
5873	男		昭和58年生		① 平成17年8月1日	18万 円
					② 平成17年12月1日	18万 円
					③ 平成18年8月1日	18万 5,000 円
5874	男		昭和58年生		① 平成17年8月1日	18万 円
					② 平成17年12月1日	18万 円
					③ 平成18年8月1日	18万 5,000 円
5875	男		昭和56年生		① 平成17年8月1日	13万 6,000 円
					② 平成17年12月1日	17万 5,000 円
					③ 平成18年8月1日	19万 円
5876	男		昭和58年生		① 平成17年8月1日	12万 8,000 円
					② 平成17年12月1日	16万 5,000 円
					③ 平成18年8月1日	18万 円
5877	男		昭和58年生		① 平成17年8月1日	17万 5,000 円
					② 平成17年12月1日	18万 円
					③ 平成18年8月1日	19万 円
5878	男		昭和54年生		① 平成17年8月1日	11万 円
					② 平成17年12月1日	21万 円
					③ 平成18年8月1日	21万 円
5879	男		昭和50年生		平成17年12月1日	10万 円
5880	男		昭和49年生		① 平成17年8月1日	10万 円
					② 平成17年12月1日	21万 5,000 円
					③ 平成18年8月1日	22万 5,000 円
5881	男		昭和57年生		① 平成17年8月1日	11万 8,000 円
					② 平成17年12月1日	18万 円
					③ 平成18年8月1日	19万 5,000 円
5882	男		昭和50年生		① 平成17年8月1日	27万 円
					② 平成17年12月1日	27万 円
					③ 平成18年8月1日	27万 5,000 円
5883	男		昭和49年生		① 平成17年8月1日	10万 円
					② 平成17年12月1日	18万 円
5884	女		昭和59年生		① 平成17年12月1日	10万 円
					② 平成18年8月1日	19万 円
5885	女		昭和56年生		① 平成17年12月1日	11万 円
					② 平成18年8月1日	20万 5,000 円
5886	男		昭和52年生		① 平成17年12月1日	10万 円
					② 平成18年8月1日	19万 円
5887	男		昭和59年生		平成18年8月1日	17万 5,000 円
5888	男		昭和58年生		平成18年8月1日	18万 円
5889	男		昭和59年生		平成18年8月1日	17万 5,000 円
5890	男		昭和58年生		平成18年8月1日	18万 円
5891	男		昭和58年生		平成18年8月1日	18万 5,000 円
5892	男		昭和59年生		平成18年8月1日	17万 5,000 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
5893	男		昭和58年生		平成18年8月1日	18万 円
5894	女		昭和54年生		平成18年8月1日	18万 円
5895	男		昭和57年生		① 平成17年12月1日	10万 円
					② 平成18年8月1日	20万 円
5896	男		昭和53年生		平成18年8月1日	11万 円
5897	男		昭和53年生		平成18年8月1日	10万 円
5898	男		昭和59年生		平成18年8月1日	10万 円
5899	男		昭和54年生		平成18年8月1日	11万 円
5900	男		昭和52年生		平成18年8月1日	12万 円
5901	男		昭和59年生		平成18年8月1日	10万 円

第1 委員会の結論

申立期間①のうち平成2年2月から3年8月までの期間、申立期間③のうち4年5月から5年12月までの期間及び申立期間④のうち6年2月から同年7月までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を2年2月から同年7月までの期間は44万円、同年8月から3年8月までの期間は53万円、4年5月から5年12月までの期間は36万円、6年2月から同年7月までの期間は9万8,000円に訂正することが必要である。

また、申立期間③のうち、平成6年1月31日から同年2月1日までの期間に係る事業所における資格喪失日は同年2月1日と認められ、申立期間④のうち、同年8月31日から7年10月1日までの期間に係る事業所における資格喪失日は同年10月1日と認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間③うち、平成6年1月のA社における標準報酬月額を36万円、申立期間④のうち、同年8月から7年9月までの期間のB社における標準報酬月額を9万8,000円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤のうち、平成9年8月31日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間のC社における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年10月27日から3年9月5日まで

- ② 平成3年9月5日から4年5月1日まで
- ③ 平成4年5月1日から6年2月1日まで
- ④ 平成6年2月1日から7年10月1日まで
- ⑤ 平成7年10月1日から9年9月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、グループ会社に継続して勤務していた申立期間①のD社、申立期間②のE社、申立期間③のA社、申立期間④のB社及び申立期間⑤のC社に係る標準報酬月額記録が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低い額となっていることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。また、申立期間②、③、④及び⑤に勤務していたそれぞれの会社の厚生年金保険被保険者期間のうち、一部の期間について加入記録が欠落しているため、それぞれの会社における欠落期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録から、申立人のD社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年2月から同年7月までの期間は44万円、同年8月から3年8月までの期間は53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年1月16日の後の同年3月2日付けで、申立人を含め6人の標準報酬月額が減額訂正されており、申立人の場合、2年2月までさかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、D社の総務・経理事務を担当する次長職であったと供述しているところ、同社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は同社の役員として記録されておらず、同僚からは、標準報酬月額の減額訂正処理及び厚生年金保険の適用事業所ではなくなるための届出について、「事業主、二人の取締役及び税理士の資格を有する経理部長が組織的に関与していた。」旨の供述があることから、申立人は当該減額訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由はなく、申立期間①のうち平成2年2月から3年8月までの期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た2年2月から同年7月までの期間は44万円、同年8月から3年8月までの期間は53万円に訂正することが必要である。

他方、申立人は、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、申立期間①のうち平成元年10月から2年7月までの期間は44万円と

記録されているが、D社における各月の給与額が50万円であったことから、当該期間の標準報酬月額が実際の給与額に基づく標準報酬月額より低額である旨申し立てている。

しかし、その主張する給与額あるいは給与からの厚生年金保険料の控除額を示す資料等は無く、当時の事業主は、「既に会社が解散しており関係資料も残されておらず、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除に係る実態は不明である。」と供述している。

また、社会保険庁のオンライン記録では、標準報酬月額等の記載欄について訂正等の不自然さは認められない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間①のうち平成元年10月から2年7月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認めることはできない。

2 申立期間③について、社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年5月から5年12月までの期間は36万円と記録されていたが、6年1月18日付けで、申立人を含む19人の標準報酬月額が減額訂正されており、申立人の場合、4年5月までさかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、グループ会社を統括して総務・経理事務を担当していた次長職であったと供述しているところ、A社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は同社の役員として記録されておらず、グループ会社をとおした共通の同僚からは、標準報酬月額の減額訂正処理の届出について、「同社は保険料を滞納しており、事業主、二人の取締役及び税理士の資格を有する経理部長が組織的に関与していた。」旨の供述があることから、申立人は当該減額訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成6年1月18日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実^{そきゅう}に即したものと^{そきゅう}は考え難く、社会保険事務所が行った当該^{そきゅう}遡及訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該^{そきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間③のうち4年5月から5年12月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

また、申立期間③について、申立人は、平成6年1月31日から同年2月1日まで、引き続きA社に勤務していたと申し立てているところ、E社がグループ会社をとおして加入している雇用保険の加入記録から、同年1月31日から同年2月1日までの期間もA社に勤務していることが認められる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の厚生年金保険の被保

険者資格は、平成6年1月31日に喪失した旨の記録があるが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年1月31日）以降の同年3月7日に資格喪失の処理が行われており、健康保険証の回収日が同年3月7日であることが確認でき、かつ、当該訂正処理前の記録から、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日を平成6年2月1日に訂正することが必要である。

また、平成6年1月の標準報酬月額は、社会保険事務所の5年12月の当初の記録から、36万円とすることが妥当である。

一方、申立人は、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、申立期間③のうち、平成4年5月から5年12月まで36万円と記録され、上記のとおり6年1月は36万円と認定しているが、A社における各月の給与額が50万円であったことから、申立期間③の標準報酬月額が実際の給与額に基づく標準報酬月額より低額である旨申し立てている。

しかし、その主張する給与額あるいは給与からの厚生年金保険料の控除を示す資料等はなく、元代表取締役は、「当時、会社では成績により給与を下げる取扱いもあったが、既に会社が解散しており関係資料も残されておらず、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除に係る実態は不明である。」と供述している。

また、社会保険庁のオンライン記録では、標準報酬月額等の記載欄について訂正等の不自然さは認められない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認めることはできない。

- 3 申立期間④について、社会保険庁のオンライン記録から、申立人のB社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年2月から同年7月までの期間は9万8,000円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年10月31日の後の8年1月5日付けで、申立人を含め36人の標準報酬月額が減額訂正されており、申立人の場合、6年2月までさかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、グループ会社を統括して総務・経理事務を担当していた次長職であったと供述しているところ、B社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は役員として記録されておらず、グループ会社をとおした共通の同僚は、標準報酬月額の減額訂正処理及び厚生年金保険の適用事業所ではなくな

るための届出について、「事業主、二人の取締役及び税理士の資格を有する経理部長が組織的に関与していた。」旨供述している。

また、当時の事業主は、「厚生年金保険料の滞納があり、申立人を同行して減額訂正処理及び厚生年金保険の適用事業所でなくなるための届出を自ら行った。」と供述しており、社会保険事務所に保管している滞納処分票においても記録が認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由はなく、申立期間④のうち平成6年2月から同年7月までの期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た9万8,000円に訂正することが必要である。

また、申立期間④について、申立人は、平成6年8月31日から7年10月1日まで、引き続きB社に勤務していたと申し立てているところ、E社がグループ会社をとおして加入している雇用保険の加入記録から、6年8月31日から7年10月1日までB社に勤務していることが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の厚生年金保険の被保険者資格は、平成6年8月31日に喪失した旨の記録があり、B社は、同年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。しかし、平成7年9月5日に標準報酬月額の定時決定が行われていることが確認でき、同年9月まで同社が存続し適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人のB社における厚生年金保険の資格喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日を平成7年10月1日とすることが必要である。

また、平成6年8月から7年9月までの標準報酬月額は、社会保険事務所の6年7月の当初の記録から、9万8,000円にすることが妥当である。

他方、申立人は、社会保険庁のオンライン記録では、平成6年2月から7年9月までの標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されているが、B社における各月の給与額が50万円であったことから、申立期間④の標準報酬月額が実際の給与額に基づく標準報酬月額より低額である旨申し立てている。

しかし、その主張する給与額あるいは給与からの厚生年金保険料の控除額を示す資料等はなく、当時の事業主は、「既に会社が解散しており人事関係資料が残されていない。」としているものの、「バブルの崩壊後で資金繰りが難しい折、標準報酬月額の水準は、9万8,000円を前提として厚生年金保険

料を控除したはずである。」と供述している。

また、社会保険庁のオンライン記録では、標準報酬月額等の記載欄について訂正等の不自然さは認められない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間④について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認めることはできない。

4 申立期間⑤について、雇用保険の加入記録及び申立人の詳細な供述から、申立人が平成7年10月1日から9年8月31日までC社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同時に入社した被保険者7人の厚生年金保険の資格喪失日は、平成9年9月1日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑤のうち平成9年8月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間⑤のうち平成9年8月の標準報酬月額は、社会保険事務所の同年7月の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答が得られないものの、事業主が資格喪失日を平成9年9月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

他方、申立人は、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、申立期間⑤のうち、平成7年10月から9年7月までの期間は9万8,000円と記録され、上記のとおり同年8月は9万8,000円と認定しているが、C社における各月の給与額が50万円であったことから、申立期間⑤の標準報酬月額が実際の給与額に基づく標準報酬月額より低額である旨申し立てている。

しかし、その主張する給与額あるいは給与からの厚生年金保険料の控除額を示す資料等はなく、当時の事業主からは、C社における関係資料の照会について回答を得ることができないことから、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除に係る実態は不明である。

また、複数の同僚は、「勤務当初の報酬額の多寡を問わず、厚生年金保険

料は一律に標準報酬月額9万8,000円を前提として徴収するよう説明があった。」と供述している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、標準報酬月額等の記載欄について訂正等の不自然さは認められない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間⑤について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認めることはできない。

- 5 申立期間②について、申立人は、平成4年2月28日から同年5月1日まで、引き続きE社に勤務していたと申し立てているところ、雇用保険の加入記録から、同年2月28日から同年5月1日まで同社に勤務していることが認められる。

しかし、E社は、平成4年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②のうち同年2月28日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日には申立人を含む厚生年金保険被保険者21人の従業員全員が厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

また、E社の元経理部長は、申立人の主張する当該期間に給与から厚生年金保険料を控除したか否かについて、「E社が現在は休眠法人であり、当時の資料は保管されていないことから申立人に係る厚生年金保険の取扱いは不明である。」と供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②のうち平成4年2月28日から同年5月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

他方、申立期間②について、申立人は、E社における各月の給与額が50万円であったことから、標準報酬月額が実際の給与額に基づく標準報酬月額より低額である旨申し立てている。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間②のうち平成3年9月5日から4年2月28日までの期間に係る申立人の標準報酬月額について、当初、53万円と記録されていたが、同年3月6日付けでさかのぼって3年9月5日から8万円に減額訂正され、さらに、4年4月16日付けで3年9月5日からの標準報酬月額が当初の53万円に再訂正（復元）されている記録が確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間②のうち平成3年9月5日から4年2月28日までの期間については、申立人の主張する標準報酬月額
は当初、事業主が社会保険事務所に届け出たとおりの記録となっていること
から、記録を訂正する必要はない。また、申立期間②のうち平成4年2月
28日から同年5月1日までの期間については、申立人が主張する標準報酬
月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは
認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を昭和61年12月から62年6月までの期間は28万円、同年7月から63年6月までの期間は32万円、同年7月から平成2年5月までの期間は36万円、同年6月から3年6月までの期間は41万円、同年7月から4年6月までの期間は47万円、同年7月から5年9月までの期間は53万円、同年10月から6年1月までの期間は50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年12月1日から平成6年2月1日まで
② 平成11年12月27日から13年4月1日まで

社会保険事務所から厚生年金保険の加入状況について照会があり、申立期間①については、A社に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額が減額訂正されていたことが判明した。A社では取締役を担当していたが社会保険事務には関与していなかったため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。また、申立期間②については、B社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。B社では代表取締役として勤務していたため厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年11月30日より後の同年12月7日付けで、申立人を含む9人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、当初、昭和61年12月から62年6月までの期間は28万円、同年7月から63年6月までの期間は32万円、同年7月から平成2年5

月までの期間は36万円、同年6月から3年6月までの期間は41万円、同年7月から4年6月までの期間は47万円、同年7月から5年9月までの期間は53万円、同年10月から6年1月までの期間は50万円と記録されていたところ、61年12月から元年11月までの期間は6万8,000円、同年12月から6年1月までの期間は8万円にそれぞれ訂正されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は取締役であったことが確認できるが、社会保険事務所の標準報酬月額の見直し処理日においては、既に取締役は辞任しており、申立人も「売掛金の回収業務を担当する責任者であった。」と回答していることから、社会保険事務所の執行権限は有しておらず標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由はなく、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た昭和61年12月から62年6月までの期間は28万円、同年7月から63年6月までの期間は32万円、同年7月から平成2年5月までの期間は36万円、同年6月から3年6月までの期間は41万円、同年7月から4年6月までの期間は47万円、同年7月から5年9月までの期間は53万円、同年10月から6年1月までの期間は50万円に訂正することが必要である。

申立期間②については、B社に勤務していた従業員は、「勤務期間は特定できないが申立人はB社に勤務していた。」と回答していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②当時の同社での実質的な事業主に照会を行ったが回答が得られず、また、経理担当執行役員からも回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 1 日から 8 年 7 月 24 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給料から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低い金額に訂正されていることが判明したので、正しい金額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、当初、平成 7 年 11 月から 8 年 6 月までは 50 万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 7 月 24 日以降の同年 9 月 5 日付けで、7 年 11 月から 8 年 6 月までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は平成 3 年 * 月 * 日から、同社が 8 年 * 月 * 日に破産宣告を受けた同日まで代表取締役に就任していたことが確認できる。しかし、申立人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正処理された日 (同年 9 月 5 日) は、A社は既に解散し、申立人は代表取締役にはなっていない。また、A社が破産宣告を受けた当日に、破産管財人が選任されており、同社に係る代表者印は破産管財人の管理するところとなっている。

また、破産管財人は、A社に係る滞納厚生年金保険料の取扱いについて、「未

納の公租公課の一部に算入して債権者集会報告書に記載した覚えがある。」旨供述している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る滞納処分票によると、平成8年8月28日に破産管財人が社会保険事務所に全喪届を提出していることが記録されており、同社における厚生年金保険事務の取扱いに係る全業務が破産管財人の管理の下に行われていることがうかがえることから、申立人は標準報酬月額減額訂正処理に関与していなかったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において申立人の標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月29日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、平成元年9月30日まで勤務し、その後関連会社へ移籍しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員及び同社の社会保険事務担当者の供述から、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し、平成元年10月1日に、同社から同社の取引先であったB社に移籍していることが認められる。

また、A社の従業員に対する照会結果及び社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間において、申立人と同様にA社からB社に移籍している従業員が6名おり、これらの従業員も、申立人と同じく平成元年9月29日にA社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、同年10月1日にB社で被保険者資格を取得していることが確認できる。

なお、上記の従業員の中の1名は、B社に移籍する直前には、A社において1週間ほど休業期間があったが、休業期間についても給与は全額支給されており、給与から厚生年金保険料は控除されていたと供述しており、また、上記従業員のうちの別の従業員も、平成元年10月の給与から、同年9月分の厚生

年金保険料が控除されていたと思うと供述している。

さらに、A社によると、同社の給与は20日締め、25日支払いで行われていたところ、上記従業員のうちの1名から提出された申立期間当時の預金通帳の写しによると、平成元年10月分の給与として、同従業員が同社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失する時点の標準報酬月額（41万円）の約10日分（同年9月21日から9月末日まで）に相当する給与額から、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されたものと考えられる給与額が振り込まれていることが確認できる。

加えて、A社の社会保険事務担当者は、はっきりとした記憶ではないとしながらも、「申立人の平成元年10月の給与から、同年9月分の厚生年金保険料を控除していたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成元年10月の給与から同年9月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間における申立人の標準報酬月額については、平成元年8月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の資料が無いことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細書では厚生年金保険料が控除されているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び同社の事業主の回答書により、申立人が同社に平成19年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、A社における平成19年2月の社会保険事務所の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日を誤って平成19年3月31日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年4月から同年6月までの期間、17年7月及び同年8月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年4月は41万円、同年5月は34万円、同年6月は41万円、17年7月及び同年8月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成15年4月から6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が、平成17年7月及び同年8月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、平成19年11月1日から同年12月10日までの期間については、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から6月までの期間において、申立人は厚生年金保険被保険者として標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正する決定を行うことが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年3月31日から同年6月16日まで
② 昭和58年3月31日から60年8月11日まで
③ 昭和62年8月21日から平成8年8月5日まで
④ 平成8年8月5日から19年12月10日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期

間①に勤務したことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、同社に勤務していた申立期間②、B社に勤務していた申立期間③及びC社に勤務していた申立期間④の標準報酬月額が、歩合給を含んだ実際の給与の総額に見合う標準報酬月額と異なっていた。申立期間②、③及び④については、歩合給を含んだ正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年3月31日から60年8月11日までの期間及び62年8月21日から平成19年12月10日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、年金記録確認第三者委員会では、社会保険庁の保険料徴収権が時効により消滅した期間については、厚生年金保険法又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律、保険料徴収権が時効により消滅していない期間については、厚生年金保険法に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、昭和58年3月31日から60年8月11日までの期間及び62年8月21日から平成19年11月1日までの期間については、社会保険事務所の保険料徴収権が時効により消滅した期間であり、19年11月1日から19年12月10日までの期間については、当該保険料徴収権が時効により消滅していない期間である。

申立人は、申立期間②、③及び④の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、申立期間④について、C社から提出された平成14年分及び19年分の賃金台帳により、15年4月から同年6月まで、17年7月及び同年8月の厚生年金保険料控除額が、社会保険庁に記録された標準報酬月額に相当する保険料額を上回っていることが確認できる。

また、申立人及びC社の代表取締役の供述から、当該賃金台帳に記載された総支給金額のほかに歩合給が支給されていたことがうかがえ、申立人から提出された申立人名義の預金通帳の写しから、当該賃金台帳における支給金額の他に歩合給と認められる金額が支給されていることが確認でき、当該賃金台帳における総支給金額と歩合給と認められる金額を合わせた総支給額は、社会保険庁に記録された標準報酬月額を上回っていることが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、賃金台帳及び申立人名義の

預金通帳の写しにおいて確認できる総支給額及び保険料控除額から、平成 15 年 4 月は 41 万円、同年 5 月は 34 万円、同年 6 月は 41 万円、17 年 7 月及び同年 8 月は 24 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間のうち、平成 15 年 4 月から同年 6 月の期間における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、同年 4 月に保険料率が改正されたにもかかわらず、改正前の保険料率で保険料額の算出が行われていることが確認でき、また、事業主は、基本給等の固定給のみ厚生年金保険料控除の対象とし歩合給は含めていないとしているが、厚生年金保険制度では、歩合給も標準報酬月額を決定するための報酬に含めることとされていることから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。平成 17 年 7 月及び同年 8 月における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が平成 17 年 7 月及び同年 8 月の報酬月額にかかる届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、申立人から提出された A 社の事業を継承した C 社の退職者リストにより、申立人が昭和 58 年 3 月 31 日から A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、A 社の代表者は、申立期間当時、同社では約 3 か月間の試用期間終了後に社会保険の加入手続を行う取扱いがあり、その間給与から社会保険料を控除していなかったと回答している。

また、申立人は、同時期に入社した同僚を二人記憶しているところ、社会保険事務所の記録では、当該同僚はいずれも、申立人と同じく昭和 58 年 6 月 16 日に A 社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人の A 社における雇用保険の被保険者資格取得日は、昭和 58 年 6 月 16 日と記録されており、これは社会保険事務所の管理する厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致する。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらず

ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②、③及び④に係る申立事業所であるA社、B社及びC社の商業登記簿における役員の状況、それぞれの代表取締役の供述内容から、3社は事業の承継等により継続して事業を行っていたと認められるところ、申立人は、「いずれの会社においても、基本給、交通費及び役職手当から社会保険料は控除されていたが、歩合給からは控除されていなかった。」と供述しており、A社、B社及びC社の代表取締役も、基本給等の固定給から厚生年金保険料を控除し、歩合給からは厚生年金保険料を控除していなかった旨供述している。

また、申立期間②、③及び④のうち、平成6年1月から同年12月までの期間及び8年1月から13年12月までの期間については、申立人から提出された平成6年分及び8年から13年までの分の所得税の確定申告書上の社会保険料控除額は、社会保険庁に記録された標準報酬月額から計算した健康保険料、厚生年金保険料に雇用保険料の額を加算した金額とほぼ等しくなることから、当該期間において、事業主は申立人の給与から社会保険庁に記録された標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたと考えられる。

さらに、申立期間④のうち、平成14年1月から19年10月までの期間については、C社から提出された平成14年から19年までの賃金台帳により、15年4月から同年6月までと17年7月及び同年8月を除く期間の保険料控除額に相当する標準報酬月額は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額と一致又はそれ以下であることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②、③及び④のうち、平成15年4月から同年6月までと17年7月及び同年8月を除く期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間④のうち、平成19年11月1日から同年12月10日までの期間については、社会保険庁が記録している標準報酬月額は24万円とされている。しかし、C社から提出された賃金台帳及び申立人から提出された預金通帳の写しにより、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から6月までの期間において、申立人は厚生年金保険被保険者として標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、社会保険庁は、厚生年金保険法の規定に基づき、当該期間の標準報酬月額を 36 万円に訂正する決定を行うことが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年10月14日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年10月14日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,900円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から23年11月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和16年4月1日から50年8月20日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人は、昭和19年10月1日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得し、22年6月1日に資格を喪失後、23年11月1日に再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社から提出された退職原簿により、申立人が、申立期間を含めて昭和16年4月1日から50年8月20日まで同社に在籍していたことは確認できる。

一方、厚生年金保険法（昭和19年法律第21号）第59条の2では、被保険者が陸海空軍に徴集又は招集された場合、その徴収又は招集期間中については、保険料を被保険者負担分及び事業主負担分ともに全額免除するが、被保険者期

間には算入する旨規定されており、当該規定は昭和 22 年 5 月 2 日まで適用されていたところ、社会保険事務所の A 社 B 支店に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の記録の備考欄に「法 59 条該当中取得」と記載されていることから、申立人が当該規定の適用対象者であったことが確認できる。

そして、このことについて、申立人の妻は、「申立人は、昭和 16 年 10 月に入営し、その後、C に抑留された。帰国後、A 社 B 支店に復職した。」と供述しており、これらのことから、A 社は、上記規定の適用期間が経過した後も、申立人の復職がなかったため、申立人の資格喪失に係る手続を行ったと考えられる。

他方で、公共職業安定所において、申立人の雇用保険の被保険者資格取得日は、昭和 23 年 10 月 14 日と記録されている。

また、上記被保険者名簿では、申立人と同様に、記録の備考欄に「法 59 条該当中取得」と記載され、かつ、A 社における被保険者資格を喪失後、1、2 年程度の期間を経て、資格を再取得している者が複数確認できることから、これらの者は、いずれも月の初日以外の日被保険者資格を再取得していることから、申立期間当時、同社では、戦地等からの復職者について、復職とほぼ同時に厚生年金保険に加入させていたと推認される。

さらに、A 社に照会を行ったところ、「当時の取扱いは不明であるが、現在は、雇用保険と厚生年金保険は同日に資格取得させている。」との回答であった。

以上を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 23 年 10 月 14 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 23 年 11 月の社会保険事務所の記録から、3,900 円とすることが妥当である。

一方、申立人は、申立期間のうち、昭和 22 年 6 月 1 日から 23 年 10 月 14 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、事業主が、申立人の昭和 23 年 10 月に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成8年12月から9年11月までの標準報酬月額に係る記録を28万円に、同年12月の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成8年12月から9年12月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月24日から10年1月24日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されている保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。当時の源泉徴収票及び確定申告書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提供された源泉徴収票及び確定申告書から、申立期間のうち、平成8年12月から9年11月までの記録を28万円に、同年12月の記録を59万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人から提出のあった平成9年源泉徴収票及び10年確定申告書において確認できる報酬額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していないことから、事業主は、源泉徴収票及び確定申告書で確認できる報酬額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成6年2月から同年11月までの期間及び7年12月から8年11月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と確定申告書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は同額であることが確認できる。また、6年12月から7年11月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも高いことが確認できることから、これらの期間は、特例法に規定する未納厚生年金保険料があった期間（同法により記録が訂正され、厚生年金保険の保険料給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録の資格取得日である平成8年4月1日から同年7月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入期間が無い旨の回答をもらった。同社は、手続の誤りに気づき、社会保険事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録訂正は給付に反映されていないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係るタイムカード、労働者名簿及び在職証明書の記録から、申立人が同社に平成8年4月1日から継続して勤務していることが確認できる上、同社の代表者は、「申立人は、申立期間、在籍していた。また、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と回答していることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成8年7月の社会保険庁のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年9月30日に、事業主が8年当時に事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月、同年5月及び同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成7年10月17日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月29日から同年10月17日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には平成7年10月16日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人は、A社において、平成7年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年9月29日に同資格を喪失しており、申立期間の被保険者記録が無い。

一方、雇用保険の加入記録から、申立人は、平成7年9月1日から同年10月16日までA社に勤務していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成7年10月17日とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月1日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成10年4月1日)の後の平成10年4月13日に、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、11万円へと訂正されていることが確認できる。しかしながら、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

このため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成4年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、同社には、平成14年12月31日まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与支給明細書及びB社から提出のあった人事記録により、申立人がA社に継続して勤務し（平成4年7月1日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の総支給額及び厚生年金保険料の控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格喪失日を平成4年7月1日とすべきところを同年6月30日と誤って届け出たとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保

険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成4年6月から同年9月までについては32万円、同年10月から5年3月までについては30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から5年4月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられていることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成4年6月から同年9月までについて32万円、同年10月から5年3月までについて30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月30日に、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、9万8,000円に訂正されていることが確認できる。しかしながら、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

このため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成4年6月から同年9月までについては32万円、同年10月から5年3月までについては30万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成19年3月31日まで勤務し、このことは、退職証明書で確認できるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった退職証明書及び給与支払明細書の記録から、申立人は同社に平成19年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格喪失日を平成19年4月1日とすべきところを同年3月31日と誤って届け出たとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納

付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年12月31日から5年7月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成4年12月31日）及び資格取得日（平成5年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成5年12月16日から6年1月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年2月1日から平成元年7月1日まで
② 平成4年12月31日から5年7月1日まで
③ 平成5年12月16日から6年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、社会保険庁のオンライン記録によると、A社において平成元年7月1日に厚生年金保険の資格を取得し、4年12月31日に資格を喪失後、5年7月1日に同社において再度資格を取得しており、4年12月31日から5年7月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録及びA社から提出された給料手当支給計算書により、申立人が申立期間も継続して同社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料手当支給計算書の記録から53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成4年12月から5年6月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③については、事業主の供述及びA社から提出された給料手当支給計算書により、申立人が申立期間も継続して同社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支給手当計算書の記録から53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、雇用保険の記録における資格喪失日が厚生年金保険の記録における資格喪失日と同じ平成5年12月16日であり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る5年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間①については、申立人から提出のあった写真及び申立期間当時の事業主が作成した「昭和58年3月以降の給与支給分より厚生年金保険料等を控除したと記憶している。」旨記載された念書等により、申立人は、A社に入社した昭和58年当時から厚生年金保険料を給与から控除されていたと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和61年9月16日であり、申立人が同社に入社した

58 年当時は適用事業所となっていないことが確認できる。通常、厚生年金保険の適用事業所となる以前から厚生年金保険料の控除をすることは考え難い上、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料の控除を開始した時期の根拠も確認できないことから、上記念書の内容及び申立期間当時の記憶について事業主に照会したところ、26 年前のことであり、根拠となる資料は無い上、記憶も定かでない旨の回答を得た。

また、申立人から提出のあった昭和 63 年 7 月 31 日に撮影された集合写真において 17 名の従業員が確認できるが、社会保険事務所の A 社に係る被保険者名簿では、63 年当時の厚生年金保険の被保険者数は 4 名であることから、同社はすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

さらに、上記被保険者名簿から確認できる従業員に入社時期等について照会したところ、回答があった従業員は、入社日と厚生年金保険の資格取得日が一致しておらず、当該理由として、「入社当初は、自身の希望により厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、また、同氏から提出された給料支払明細書において、厚生年金保険に加入していない時期は、保険料が控除されていなかったことが確認できる。

加えて、申立人は、昭和 62 年 2 月 1 日から平成元年 7 月 2 日まで国民健康保険に加入していることが確認できる。このことについて、申立人は、詳細は不明であり、自身で手続を行ったことはないと供述しているが、区役所の担当者が申立人の国民健康保険の加入手続を無断で行うことは考え難い。また、申立人は当該加入手続について、当時別居中であった妻が行った可能性を示唆しているが、別居中の妻が申立人の国民健康保険加入手続を行い、申立人に係る保険料を 2 年間以上も納付し続けることも不自然である。仮に何らかの理由で、別居中の妻が当該加入手続を行ったとするならば、当該妻は、自身が被扶養者となり得る政府管掌健康保険に申立人が加入しているにも関わらず、さらに国民健康保険の加入手続を行うことは考え難く、申立人が政府管掌健康保険に加入していないと認識していたからこそ当該加入手続を行ったと考えるのが自然である。さらに、申立人の雇用保険の被保険者資格取得日は元年 9 月 1 日であり、厚生年金保険の資格を取得した日とほぼ一致している。

上記従業員の供述及び関連資料等から判断すると、申立人だけが A 社が厚生年金保険の適用事業所となる以前の期間も含めて約 6 年半もの申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたとすることは考え難い。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社C支社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。昭和38年4月1日にA社D支社からC支社に異動し、継続して勤務していたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった在職証明書並びに申立人から提出のあった履歴書及び同社の社内報から、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和38年4月1日に同社D支社からC支社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支社の昭和38年5月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成6年9月6日）及び資格取得日（平成7年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月6日から7年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成6年6月から9年3月までの期間、継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁のオンライン記録では、平成6年6月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年9月6日に資格を喪失後、7年3月1日に同社において再度資格を取得しており、6年9月から7年2月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時に取締役であったことが確認できる申立人の同僚及び社会保険庁のオンライン記録から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員は、いずれも申立人が申立期間においてA社に継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態の変更は無かった旨供述している。

また、上記オンライン記録から申立期間当時に厚生年金保険に加入している

ことが確認できる複数の従業員は、職種に関係無く、いずれも申立期間において厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同一職種の従業員の記録及び申立人の平成6年8月の社会保険庁のオンライン記録から判断すると、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成6年9月から7年2月までの期間の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店（現在は、A社C支店）における厚生年金保険被保険者資格取得日は、平成3年3月16日であると認められることから、同社B支店における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、30万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月16日から同年4月1日まで

ねんきん特別便には、平成3年3月16日から同年4月1日までの1か月間の加入記録が記載されていない。昭和49年4月1日にA社に入社以来、平成11年3月31日に退職するまでA社を辞めたことがない。申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書及び給与明細表から、申立人は申立期間も同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、D厚生年金基金の記録には、申立人のA社B支店における資格取得日は平成3年3月16日と記載されている。

また、A社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する平成3年3月16日に申立人の厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、平成3年3月の標準報酬月額については、D厚生年金基金の記録から、30万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が作成した申立人に係る退職証明書、雇用保険の記録、同社の従業員から提出された給与明細書及び同社から提出された申立人の賃金台帳から判断すると、申立人は同社に平成8年10月1日から勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成8年11月の社会保険庁のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が提出した被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、事業主が申立人の厚生年金保険の資格取得日を平成8年11月1日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年10月21日から10年3月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を、平成7年10月から8年9月までの期間については30万円、同年10月から9年6月までの期間については41万円、同年7月から10年2月までの期間については59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月21日から10年3月31日まで
② 平成10年3月31日から11年3月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間①について、標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明した。同社では取締役として勤務したが、厚生年金保険の事務には関与していなかった。申立期間①の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。また、申立期間②について、申立期間①に引き続いて平成11年3月31日まで継続勤務したが、厚生年金保険の被保険者となっていないので、当該期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年10月から8年9月までの期間については30万円、同年10月から9年6月までの期間については41万円、同年7月から10年2月までの期間については59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成10年3月31日）の後の同年7月7日付けで、申立人を含む10名の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、

申立期間について9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から、平成9年6月14日に取締役役に就任していることが確認できる。

また、A社における他の取締役の4名及び従業員の一人名は、「申立人はA社の営業部長として勤務しており、社会保険関係の業務には従事していなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成7年10月から8年9月までの期間については30万円、同年10月から9年6月までの期間については41万円、同年7月から10年2月までの期間については59万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、申立人はA社に勤務していたと申し立てているが、同社の代表者の連絡先が不明であること等から供述が得られず、申立人の申立期間②における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、申立期間②において申立人がA社で一緒に勤務していたと記憶している取締役の二人は、「平成10年3月31日以降も申立人と一緒に顧客の対応等の残務整理に当たったが、A社からは給与は支給されなかった。」と供述している。

さらに、申立人は、A社において取締役であったものの平成10年3月13日まで雇用保険の被保険者資格が継続しており、同社における雇用保険の被保険者期間に基づき、同年3月27日に求職の申込みをし、同年3月30日に失業の認定を受け、約半年間にわたり雇用保険の基本手当を受給していることが受給資格者証で確認できる。このことから、申立期間②において、A社から給与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

加えて、申立人に係るA社における雇用保険の加入記録は社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録とほぼ一致しており、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録は無い。

そして、申立人は、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日と同日である平成10年3月31日から国民年金の被保険者資格を取得し、国民年金保険料を納付しているほか、同年3月14日から国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月20日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社には継続して勤務していたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、関連会社のB社から提出された社員台帳及び回答書、並びにA社から提出された職員名簿から判断すると、申立人はA社及び関連会社のB社に継続して勤務し（昭和40年4月20日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年8月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月1日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間にB社への異動はあったが継続して勤務し、給与支払明細書では厚生年金保険料が控除されているので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人はA社及び関連会社であるB社に継続して勤務し（昭和50年9月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、給与明細書の保険料控除額から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たと回答していることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成7年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月21日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。当該期間について厚生年金保険の保険料を控除されていたことが確認できる給与支給明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が提出した給与支給明細書により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。したがって、給与支給明細書における保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成18年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月1日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成18年6月5日から勤務し、給与支払明細書では同年7月分(平成18年8月支給)から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間も被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に平成18年6月5日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額及び平成18年8月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格確認および標準報酬決定通知書」により、申立人の資格取得日が平成18年8月1日となっていることから、事業主が申立人の資格取得日を、同年8月1日として届け、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和43年5月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月11日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間に転勤はあったものの、申立期間もA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「社会保険カード」、健康保険組合の「被保険者台帳」及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和43年5月11日にA社B工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年6月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、申立人の同社における資格取得日を誤って届け出たとしていることから、同社は、申立人の同社における資格取得日を昭和43年6月1日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付

する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所における資格喪失日に係る記録を昭和56年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月31日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A事務所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。同事務所には、昭和56年8月31日まで勤務し、給与支給明細書で同年8月の厚生年金保険料控除が確認できるので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する給与支給明細書、源泉徴収票及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間もA事務所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事務所は、平成13年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、これを確認できないが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和56年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届

け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案5966

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成4年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間について1か月の空白期間が生じていた。平成4年3月末までA事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、雇用保険の加入記録及び事業主の供述により、申立人が平成4年3月31日までA事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び平成4年2月の社会保険事務所の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が平成4年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案5967

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和34年7月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月11日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、昭和34年7月11日から同年8月1日までの期間が未加入となっている旨の回答をもらった。昭和31年の入社以来、63年12月までA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和34年7月11日に同社C工場から同社B営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年8月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年7月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する

義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間のうち、平成8年4月から10年9月までの期間に係る標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成10年10月から14年7月までの標準報酬月額の記録については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間のうち、平成10年10月から14年7月までの当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から14年8月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年4月から10年9月までの期間については、社会保険事務所のオンライン記録により、9年12月5日付けで、申立人を含む二人の標準報酬月額は、32万円が15万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本には、申立人の氏名が記載されていないことから、申立人は、同社の役員ではなかったことが確認できる。

さらに、A社の専務取締役は、同社は当時、厚生年金保険料を滞納していたため、社会保険事務所から、同社への財産の差押えを回避するため、標準報酬月額減額の届出をして滞納額を減らすよう指導されたが、その旨従業員には伝えず、自ら当該届出を行ったと供述している。

これらを総合的に判断すると、平成9年12月5日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該^{そきゅう}遡及訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該^{そきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の8年4月から10年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円に訂正することが必要と認められる。

また、申立期間のうち、平成10年10月1日から14年8月31日までの期間については、申立人が所持しているA社の給与明細書から判断すると、標準報酬月額32万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の社会保険事務を担当していた専務取締役が実際の給与より低い標準報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（吸収合併後にB社となり、現在はC社）における資格取得日に係る記録を平成8年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月1日から同年11月1日まで

社会保険庁の厚生年金保険の加入記録について、A社で勤務した期間のうち申立期間の記録が無いことが判明した。同社には平成8年8月1日から勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社発行の退職証明書から、申立人はA社において、平成8年8月1日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時のA社の代表取締役は、申立人について、試用期間はなく、入社と同時に厚生年金保険に加入させ、申立期間に係る厚生年金保険料も控除していた旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成8年11月の社会保険庁のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の代表取締役は、申立期間に係る保険料について納付したと主張しているが、

これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成7年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社へは高等学校の推薦による新卒採用で入社し、平成7年4月1日から勤務したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、平成7年4月1日から10年9月20日まで継続してA社に勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は平成7年5月1日とされ、被保険者期間は同年5月から10年8月までの40か月間とされている。

これに対し、A社から提出された申立人に係る給与支給明細書から、平成7年5月から10年9月までの期間に支給された給与について、41か月分の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基

づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

このため、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与支給明細書から16万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の給与担当者は、申立人について、平成7年4月の入社ではあるが厚生年金保険は翌5月から加入させ、当該4月に係る厚生年金保険料は給与から控除せず、納付もしていない旨供述していることから、事業主は、社会保険庁の記録どおり、申立人の資格取得日を同年5月1日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から19年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、A社に係る申立人の厚生年金保険の加入記録のうち申立期間の標準報酬月額が17万円と記録されている。

一方、A社から提出された申立人に係る嘱託社員雇用契約書及び賃金台帳から、申立人は、当該期間を通じて、申立人が主張する標準報酬月額(22万円)に見合う給与の支給を受け、事業主により当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できることから、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ていることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険

事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 12 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月から平成 3 年 3 月まで

私は、大学在学中の昭和 61 年 12 月ごろに市役所で国民年金の加入手続きを行い、在学中及び平成 4 年 3 月の卒業後も国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧^{あいまい}である。また、申立人は、平成 2 年 9 月から 4 年 4 月までの間に交付されたと推認される国民年金手帳を所持しているが、当該手帳には、学生も国民年金の強制適用の対象とされた申立期間直後の 3 年 4 月に国民年金に加入した旨が記載されており、申立期間の国民年金加入資格は記載されていないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 3 年 10 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から 61 年 3 月まで

私の夫は、私の申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付したとする申立人の夫及び申立人は、保険料の納付時期及び納付額等の記憶が曖昧である。また、申立人は、昭和 60 年 8 月に障害年金の裁定を受けており、区の職員から障害年金受給者は保険料を納付しなくてもかまわないと教示され、保険料を納付しなかったことがあると説明している上、申立人が所持する国民年金手帳には、同年 8 月 21 日に国民年金の任意加入資格を喪失したことが記載されている。さらに、社会保険庁の記録では、申立人は、申立期間のうち 60 年 8 月及び同年 9 月の保険料を同年 8 月に納付しているものの、同年 9 月に同年 1 月及び 2 月の保険料に充当されていることが確認できるなど、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から42年3月まで

私は、昭和40年5月ごろに国民年金に加入し、市の集金人に国民年金保険料を納付してきた。保険料を納付した時には、国民年金手帳に印紙を貼付し、検認印を押してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、紛失したとする申立期間当時の国民年金手帳を交付された時期や当該手帳の表紙の色の記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和43年10月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができないほか、申立人は、保険料をさかのぼって納付した覚えがないと説明しているなど、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月

私は、結婚した昭和 62 年 8 月に、夫の当時の住所地の市役所で婚姻に関する届出をした時に、国民年金の加入手続を行ったと記憶している。申立期間の保険料については、結婚後に転居した区役所で、同年 12 月 14 日に国民年金の手続をした際、区の職員から未納を指摘されて保険料を納付するように言われたことから、当日、区役所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、手帳記号番号払出簿によると昭和 62 年 12 月ごろに払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であるとともに、申立人が加入手続をしたと主張する 62 年 8 月時点においても、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 2 月から 53 年 12 月までの期間、55 年 9 月から平成元年 3 月までの期間及び 7 年 9 月から 16 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 2 月から 53 年 12 月まで
② 昭和 55 年 9 月から平成元年 3 月まで
③ 平成 7 年 9 月から 16 年 9 月まで

私の亡き夫は、勤務先の会社が厚生年金から外れた際に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思う。私は、国民年金の加入時期、加入場所、加入方法及び保険料の納付方法等、自身の分も含めて、全く分からないが、亡き夫の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人から当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等を聴取することはできず、申立人の妻は、自身の国民年金も含めて、加入手続及び保険料の納付に関与していないため、当時の状況が不明確である上、申立期間②のうち昭和 60 年 4 月から平成元年 3 月までの期間及び申立期間③の保険料については妻も未納であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 7 年 3 月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①及び②については、平成7年4月の社会保険庁の記録整備によって、申立人が当時、国民年金の強制加入対象者であったために生じた未納期間であり、その記録整備の時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から53年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月から53年7月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退社後の昭和53年1月ごろに国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を区役所の窓口で行い、それ以降、保険料を納付し続けてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和53年1月に加入手続を行った際に国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」が53年1月1日から52年12月30日に訂正されたとしているが、社会保険庁のオンライン記録から、当該訂正は平成3年3月に行われたことが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和60年5月に払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から平成元年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から平成元年 12 月まで

私の夫は、60 歳以降も付加保険料を含めた国民年金保険料を納めており、保険料を控除対象額に計上した確定申告書も所持している。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人から当時の加入手続及び納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人の昭和 62 年分及び 63 年分の確定申告書の社会保険料控除欄には、付加保険料を含む一人分の保険料額がそれぞれ記載されているものの、当時は申立人の妻も付加保険料を含む保険料を納付していることから、記載された保険料額が申立人と妻のいずれのものか不明確である上、申立人の平成元年分の確定申告書の社会保険料控除欄に記載された保険料額は抹消修正されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金制度発足当初から 60 歳になるまでの間の保険料をすべて納付していることから、満額の老齢基礎年金の受給資格を満たしており、申立人が居住する区では、60 歳からの任意加入の申出があった場合には、複数の職員が納付済み月数等を確認しているため、満額の受給資格がある者からの任意加入の申出を受理することはないとしていること、申立人が 60 歳からの任意加入手続をしたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができな

い期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から50年3月までの期間、55年1月及び59年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月から50年3月まで
② 昭和55年1月
③ 昭和59年12月

私が大学生の時に母が国民年金の加入手続を行ってくれ、大学時代の国民年金保険料を納付してくれていた。会社を退職した後は自身で国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人の弟は20歳以降の大学生であった期間は申立人と同様に国民年金に未加入であったことなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成6年6月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6445

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 12 月から 55 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月から 55 年 12 月まで

私は、20 歳の時に国民年金に加入し、加入後の国民年金保険料は母が納付してくれていた。加入しながら 2 年間も保険料を納付しないはずがない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から申立期間当時の保険料の納付状況等に関する説明について協力が得られないことから、当時の状況が不明確である。また、申立人は、申立書に国民年金の加入手続は母親が行ったと記載しているが、申立人の母親は、手続を行ったのは申立人自身であると説明しており、加入手続の状況が不明確であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 58 年 4 月ごろに払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、国民年金に加入することは国民の義務であると思っていたので、妻に国民年金制度が発足した昭和36年4月に加入手続をしてもらい、国民年金保険料を納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されている妻も申立期間の自身の保険料が未納であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和40年11月ごろの時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6447

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 57 年 3 月まで

私の両親は、私が大学生であった 20 歳のときに国民年金の加入手続きを行い、私の 20 歳からの国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間当時の保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の所持する年金手帳には、国民年金の被保険者資格取得年月日が昭和 57 年 4 月 1 日と記載されており、申立期間は未加入期間であることから、制度上、保険料を納付することができない期間である上、申立人及びその母親は、申立期間当時に申立人の国民年金手帳を見た記憶は無いとしており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月、39年7月及び同年8月、40年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月
② 昭和39年7月及び同年8月
③ 昭和40年8月及び同年9月

私は、申立期間について、市役所で国民年金保険料を納付していた記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が居住していた市では、昭和46年3月まで印紙検認方式による保険料の収納が行われていたが、申立人は国民年金手帳に印紙貼付や検認印を受けた記憶が無いと説明している。また、申立期間は、いずれも申立人の夫が厚生年金保険に未加入であった期間に対応して、平成4年4月9日に未加入期間から未納期間に記録整備されたものであり、申立期間当時は未加入期間であったため、制度上、保険料を納付することができない期間である上、当該記録整備時点でも、時効により、保険料を納付することができない期間であったなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年8月の時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から58年9月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を区役所出張所で行ってくれた。加入後、20歳までさかのぼった分の国民年金保険料を母に渡し、出張所窓口で納付してもらったはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付を行っていたとする母親は、加入時期及び保険料の納付状況に関する記憶が不明確である。また、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間直後の昭和58年10月から59年3月までの保険料は、60年12月3日に納付されていることが確認できるものの、当該納付時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、58年10月から60年3月までの領収印の無い領収済通知書（保険料納付後に金融機関から社会保険事務所に送付されるもの）を所持しているが、当該通知書が発行された60年11月11日時点でも申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和60年10月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から48年6月まで

私の妻は、自身の国民年金の加入手続をした際に私の加入手続もし、国民年金保険料は夫婦二人分を一緒に納めていたはずである。妻の保険料が昭和43年から納付済みであるのに私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする妻は、昭和42年12月の婚姻直後に自身の国民年金の加入手続をした際に申立人の加入手続もしたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は50年8月ごろに払い出されていることが確認できる。また、申立人が所持する領収証書により、手帳記号番号が払い出された後の50年10月27日に申立期間直後の48年7月から50年3月までの保険料が過年度納付されていること、さらに、申立人が所持する領収証書及び社会保険庁の附則18条納付者リストにより、同年12月26日に、当時実施されていた第2回特例納付で申立期間直前の39年4月から41年3月までの24か月分の保険料を納付していることが確認できる上、申立期間当時、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6455 (事案 1536 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月まで
私の夫は、昭和 55 年 7 月ごろ区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、口座振替により国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、当時の国民年金保険料の納付状況に関する記憶が不明確であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要ないと通知が行われている。

申立人は、新たに申立人の夫が口座振替により申立人の国民年金保険料を納付していたと説明するが、申立人の夫も、口座振替により保険料を納付していたこと以外には、納付状況に関する記憶が曖昧であることを踏まえると、申立人の説明は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から45年3月までの期間、46年3月及び47年12月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月から45年3月まで
② 昭和46年3月
③ 昭和47年12月から50年3月まで

私は、昭和43年12月か翌年1月ごろに国民年金に加入して、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付時期、納付頻度、納付額等の記憶が曖昧である上、納付書により申立期間①の保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年1月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 59 年 4 月までの期間及び 63 年 6 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月から 59 年 4 月まで
② 昭和 63 年 6 月から同年 8 月まで

私は、会社を退職した都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と大きく相違しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金に加入した記録が無く、申立期間当時国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から60年12月まで
私の母は、私が会社を退職した昭和37年に、私の国民年金の加入手続をし、60年12月まで私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金の加入記録がない上、国外に居住していた申立期間の大部分は、国民年金の適用除外とされるため、制度上、国民年金に加入し、保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から44年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から44年11月まで
私の国民年金は、父親が加入手続を行い、私が結婚する昭和44年11月まで国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、父親が申立人と同様に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする妹の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和49年7月に払い出されており、妹の申立期間当時の記録は厚生年金保険の被保険者又は未納であるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和45年9月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から8年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、12年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月から8年1月まで
② 平成12年2月及び同年3月

私は、20歳になった平成6年に国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料の免除を受けた。その後の8年2月から12年3月に大学院を卒業するまで、私か母が、私の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、平成5年4月に送付されたはがきの免除希望有無欄に○印を付して返送したとする免除申請手続の方法は、申立人が当時居住していた市の免除申請の方法と相違する上、申立人は、当該期間中には免除申請手続を行っていないと説明するなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の基礎年金番号が付番された9年9月時点では、制度上、当該期間は保険料を免除することができない期間であり、当該期間当時申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 2 申立期間②については、申立人及びその母親が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人及びその母親は、保険料の納付時期、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人及びその母親が申立人の

当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成6年4月から8年1月までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

また、12年2月及び同年3月の保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6468

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から52年3月まで

私は、昭和48年6月ごろ国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況、保険料の納付方法、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金に加入した記録が無く、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 44 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 44 年 9 月まで

私は、昭和 36 年ごろに国民年金の加入手続を行い、60 歳になるまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況、保険料の納付方法、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 44 年 10 月に任意加入しており、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6470

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び45年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和45年10月から同年12月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、昭和48年ごろまで私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人と同居し、申立人及びその両親の保険料を納付していたとする申立人の父親、及び母親は、申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月まで

私の国民年金保険料は、妻が納付してくれていた。加入当初は、町会の集金人を通じて納付し、集金制度が廃止された後は市役所や郵便局で納付した。保険料の納付を忘れてしまったこともあったが、特例納付で未納分の保険料を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の最初の国民年金手帳の記号番号は昭和 38 年 1 月に夫婦連番で払い出されているが、所轄社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿の備考欄には夫婦とも「不在」と記載されているなど、申立人の妻が申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の未納分の保険料を特例納付により一括納付したと説明しているが、申立人には昭和 53 年 12 月に新しい手帳記号番号が払い出されており、申立人の所持する領収証書により、55 年 6 月に、47 年 4 月から 51 年 6 月までの保険料を新しい手帳記号番号で第 3 回特例納付により納付していることが確認でき、申立人は、当該納付時点において、特例納付をしなければ 60 歳到達時まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付をしたと考えられること、申立人及びその妻は、さかのぼって納付したとする金額についての記憶が不明確であることなど、申立人の妻が申立期間の保険料を特例納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から49年3月まで

母は、私が学生だった時に私の国民年金加入手続をし、私が結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていた。卒業後、1年弱勤めて実家に戻った時に、厚生年金保険に加入していた期間も保険料を納付していたことを母と話題にした記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、婚姻後の昭和50年11月に夫婦連番で払い出され、夫婦二人とも49年4月から納付を開始していること、申立人は現在所持する手帳以外の手帳を所持していた記憶は曖昧であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6476

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から43年3月まで
夫の母は、夫の申立期間の国民年金保険料を町内会の集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和43年5月ごろに払い出されており、申立期間の保険料については過年度納付をする必要があるが、申立人の母親は保険料をさかのぼって納付した記憶が無い上、申立期間当時、申立人が居住していた町では、保険料を徴収していた納付組織は、過年度保険料の徴収を行っていなかったとしている。また、申立人の母親が申立人と同様に保険料を納付していたとする申立人の弟の手帳記号番号は44年6月ごろに払い出されているが、弟も20歳到達時の43年12月から44年3月までの保険料は未納で、過年度納付されていないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から49年3月まで

私は、19歳で独立し、理容店を経営していた。確定申告の説明会で国民年金保険料は全額所得控除されると聞いていたため、20歳から国民年金に加入し保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間当時に居住していた市では、昭和47年3月まで印紙検認方式による保険料の納付方法が採られていたが、申立人は印紙検認の記憶が無い上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の50年1月ごろに払い出されており、この時点では、過年度納付及び当時実施されていた第2回特例納付による以外に申立期間の保険料を納付することはできないが、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、現在所持するオレンジ色の年金手帳の他に手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から同年10月までの期間、40年4月から同年8月までの期間、41年8月から42年1月までの期間及び48年5月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月から同年10月まで
② 昭和40年4月から同年8月まで
③ 昭和41年8月から42年1月まで
④ 昭和48年5月から同年8月まで

申立期間①及び②については、私は、郵便局に年金手帳を持って行き、国民年金保険料を納付していた。申立期間③については、具体的な記憶は無いが、保険料を納付していた記憶がある。申立期間④については、婚姻してすぐに夫が国民年金の加入手続をしてくれ、保険料は毎月区役所で納付してくれていた。申立期間①、②、③の保険料が未納とされ、申立期間④が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①、②及び③については、申立人は、当時の国民年金被保険者資格得喪手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人が所持する国民年金手帳の当該期間の印紙検認記録欄には、検認印が押されておらず、社会保険庁のオンライン記録によると、各申立期間に挟まれた厚生年金保険加入期間に対応する国民年金の被保険者資格得喪記録は、平成3年2月に記録整備されていることから、申立期間当時は資格得喪手続を行っていなかったものと推察されるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間④については、申立人の夫は、加入手続の時期や納付状況

に関する記憶が不明確である上、社会保険庁が保管する特殊台帳により、申立人は、昭和 48 年 9 月 18 日に国民年金に任意加入したことが確認でき、当該期間は未加入期間であるため、制度上、さかのぼって保険料を納付することができないなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 1 日から 3 年 8 月 31 日まで

社会保険庁の記録によれば、代表取締役として、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険料の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 2 年 8 月から同年 12 月までの期間は 50 万円、3 年 1 月から同年 7 月までの期間は 53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 3 年 8 月 31 日）の後の同年 9 月 20 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、2 年 8 月から 3 年 7 月までの期間は 8 万円に訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、申立人は、A社の代表取締役であったことが確認できるが、申立期間当時、「私たち夫婦は、A社の不渡り情報が新聞に掲載された日の夜、B方面に逃げ、翌日、債権者に会社実印、銀行届出印及び預金通帳等を持ち去られてしまっているため、社会保険事務所の^{そきゅう}遡及訂正処理日（平成 3 年 9 月 20 日）時点ではC県には不在であり、社会保険事務所への届出書類の作成、会社実印の押印は不可能である。」と申立人及びその夫は主張している。

しかし、申立人は、A社では、申立期間当時の各月の厚生年金保険料を小切

手で納付していたと主張しているが、同社が不渡りを出していることから、申立期間当時、同社では、厚生年金保険料の滞納が存在していたことが推認できる上、申立人は、代表取締役として経理を担当し社内事務処理の責任者であったこと、同社の不渡りに係る新聞報道日は3年*月*日であり、同社に係る雇用保険の適用事業所の廃止がなされていること、及び同年*月*日に金融機関の預金口座が解約されていること等が各関係機関等に対する照会で確認できることから、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたものとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理について関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 1 日から 49 年 7 月 1 日まで
② 昭和 49 年 9 月 1 日から 56 年 3 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、加入記録が2か月しか無い旨の回答をもらった。同社には、6年以上勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出のあった社員旅行の写真の裏面に記載されている日付（昭和 46 年 11 月 15 日）と、同僚の配偶者の供述から、申立人は、入社日の確認はできないが、申立期間①当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 49 年 7 月 1 日からであり、申立期間①当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

申立期間②について、社会保険事務所の事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険の資格喪失日（昭和 49 年 9 月 1 日）の後の昭和 49 年 9 月 4 日に健康保険証が社会保険事務所に返納されていることが確認できる。

また、同僚は、「昭和 51 年 3 月に結婚したとき、A社社員を招待したが招待者の中に申立人はいなかった。」「私が退職した昭和 52 年 11 月末にも在籍していなかった。」と供述している。

さらに、A社は、昭和 53 年 9 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくな

っており、同社事業主は死亡しており、当時の従業員のうち回答のあった二人からも、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から 57 年 10 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したのは、確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、A社に運転手として勤務していたと供述しており、申立人の同僚及び取引先の社員の供述により、勤務期間は不明であるが同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主からの回答は得られなかった。

また、申立人の同僚の運転手は、「A社は、厚生年金保険に加入していないと思っていた。自分は国民年金及び国民健康保険に加入していた。」と供述しており、申立人が一緒に配送の仕事をしていたとする別の同僚の運転手は、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が記録されていない。

さらに、同被保険者名簿から従業員7人に照会したところ、3人から回答があり、そのうち二人は運転手であったと供述していることから、A社では、一部の運転手について厚生年金保険に加入させない取扱いがあったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年7月16日から23年10月1日まで
② 昭和27年1月2日から同年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社B出張所に勤務していた申立期間①及びC社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社B出張所には、昭和22年7月16日から23年9月30日まで、C社には、昭和27年1月2日から同年10月31日まで勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社B出張所に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、住所が判明した3人の従業員に照会を行ったところ、回答は得られず、また、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、解散していることから、同社から当時の資料を得られず、申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、社会保険事務所の記録によると、A社B出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和23年10月1日であり、申立期間①当時は適用事業所にはなっていないことが確認できる。

申立期間②について、申立人は、C社に勤務していたと申し立てており、申立人が同社と一緒に勤務していたと供述している同僚及び従業員に照会したところ、申立人が同社で勤務していたことは覚えているものの、勤務時期は不

明と供述している。

また、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、解散していることから、同社から当時の資料は得られず、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和28年6月4日であり、申立期間②当時は適用事業所にはなっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月 1 日から 57 年 8 月 15 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間の前後を通じて同社に勤務していたので、当該期間についても厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間の前後を通じてA社に在籍し、B国に所在する同社の工場に勤務していたと認められる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は、申立期間当時の従業員に係る厚生年金保険の加入に関する資料等は保管しておらず、当時の状況については不明であると供述している。

そこで、A社の当時の総務担当者に、申立期間当時の厚生年金保険の控除等について照会したところ、申立期間のころは、海外勤務の従業員の健康保険料に係る免除申請をしており、申立人に関しても当該申請をした記憶があるが、申立人の厚生年金保険の加入期間について、申立期間直前の資格喪失及び当該期間直後の再取得がそれぞれ記録されている理由は不明である旨供述している。

一方、申立期間後においてA社が加入していたC健康保険組合の記録から、申立人の健康保険被保険者の資格取得日と、厚生年金保険の資格取得日と同じく、申立人が休暇で一時帰国した昭和 57 年 8 月 15 日とされていることが確認できる。

また、A社は、申立期間より前は政府管掌健康保険に加入していたが、申立期間中の昭和56年11月1日付けでC健康保険組合に加入していることから、この時点で、社会保険事務所から同組合に対する事務引継が行われるとともに、同社においても、同時点で健康保険に加入中の従業員全員に関して標準報酬月額、保険料控除額及び被扶養者の有無等を再確認した上で、同健康保険組合に対する届出を行い、同組合から新たに健康保険被保険者証の交付を受けたものと考えられる。

さらに、前述のC健康保険組合に加入した時期は、昭和55年12月10日付け公布、56年3月1日施行の健康保険法改正により同法第62条1項が改正されたことに伴い、海外に居住する被保険者に対する健康保険給付の制限が廃止され、併せて同法第71条の3による保険料免除の対象とされなくなったことから、改正前は保険料免除の対象とされていた被保険者についても、事業主による控除が再開された以降である。

これら一連の事務処理の過程において、事業主は、従業員の給与から控除する健康保険料の確認や、健康保険組合への加入手続を行ったと考えられることから、申立期間の前後を通じて申立人の健康保険料を控除していながら、申立人の健康保険被保険者証が交付されないことに気付かなかったとは考え難い。

次に、申立人が記憶している同僚のうち、申立期間の前後を通じて申立人と同様にB国に駐在していた者について、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立人と同日の昭和54年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後の56年8月1日に、再度、同社で被保険者資格を取得しているが、他の社会保険事務所が保管する厚生年金保険の任意継続（第4種）被保険者に係る被保険者名簿から、当該同僚は申立期間中の55年8月31日から、同社で厚生年金保険に加入するまでの期間において、任意継続被保険者として単独で厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

なお、当該同僚に対し、当時の状況について照会を行ったところ、申立期間の前後を通じて申立人と共にA社D工場に勤務していたが、自身の厚生年金保険に係る資格喪失及び再取得に関する同社からの説明の有無、並びに任意継続被保険者に係る加入手続及び保険料の納付については、過去のことで記憶に無いと供述している。

しかしながら、厚生年金保険の任意継続被保険者制度においては、被保険者が加入手続を行い、保険料を納付する必要があることから、当該同僚あるいはその手続を代行した者は、申立期間当時に当該同僚がA社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失していたことを承知していたと認められ、事業主から資格喪失手続を行った事実を通知されていたと考えられる。

なお、申立人から申立期間の厚生年金保険料控除の証拠として、A社作成に係る給与送金明細書と及び申立期間当時にB国が発行したとされる課税通知書が提出されている。

しかしながら、給与送金明細書については、昭和58年1月から4月までの期間及び同年9月から11月までの期間に係るものしか保管されておらず、申立期間より後の厚生年金保険加入期間に係る厚生年金保険料の控除は確認できるものの、申立期間当時の控除の有無は確認できない。

次に、課税通知書について申立人は、年間の総収入のうち日本への送金額の合計額が非課税扱いとして同通知書の控除額欄に記載されており、A社では、当該送金額のうちから厚生年金保険料等を控除し、残額を申立人の母親に送金していたことから、当該控除額欄に記載される金額には厚生年金保険料が含まれていると主張している。

そこで、課税通知書の記載内容について、B国大使館に照会したものの、控除欄に記載される金額に厚生年金保険料が含まれていたかどうかについては判断できない旨の回答があり、同通知書のみをもって、申立人の主張どおりに申立期間の厚生年金保険料が控除されていたと認めることはできない。

このほか、事業主が申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5912

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年ごろから 18 年 11 月 30 日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の雇用担当者の供述及び申立人の当時の勤務実態に関する詳細な供述内容により、申立人は同社に勤務していたと認められる。

しかしながら、A社によると、同社では申立期間当時に申立人を日々雇用の契約で就業させており、給与も日払いとしていたとしており、また、日々雇用の労働者については、給与から所得税は控除していたものの厚生年金保険料等は控除していなかったとしている。

さらに、申立人が記憶している同僚は連絡先が不明のため、申立内容に関する事情を聴取することができない上、A社の元取締役等に照会したものの、申立期間において申立人に係る厚生年金保険料の控除があったことを確認することはできなかった。

加えて、申立人は自身が居住する市において、昭和 59 年 10 月から現在に至るまで国民健康保険の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 7 月 1 日から 9 年 4 月 30 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、代表取締役であったが、厚生年金保険に係る事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 4 年 7 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 9 年 3 月までは 59 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 9 年 4 月 30 日の後の同年 7 月 2 日付けで、さかのぼって、4 年 7 月から 5 年 6 月までは 8 万円、同年 7 月から 9 年 3 月までは 9 万 8,000 円に訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、当該訂正処理が行われた平成 9 年 7 月 2 日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社の複数の元従業員は、「申立人は、社会保険事務について自ら事務担当者に指示して行わせていた。」と供述している。

さらに、申立人は、「申立期間当時、A社では厚生年金保険料を滞納しており、滞納保険料の処理のために自分が社会保険事務所に出向いていた。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額訂正処理について関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 1 日から同年 11 月 27 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、30 万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 12 年 11 月 27 日より後の同年 12 月 4 日付けで、申立人の標準報酬月額は、同年 3 月から同年 9 月までは 9 万 2,000 円に、同年 10 月は 9 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社を管轄していた社会保険事務所から提供された滞納処分票の写しによれば、上記減額訂正処理が行われた平成 12 年 12 月 4 日に、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の届出書及び標準報酬月額の減額訂正に係る届出書が提出されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「社会保険料の滞納があった。社会保険事務所に行ったら、保険料を支払えないのであれば支払わなくてもいい方法があると言われてありがたいと思った。年金額は下がると思った。」と供述しており、これらのことから、申立人は、上記減額訂正処理に同意していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額記録訂正に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から平成 7 年 8 月 21 日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、昭和 61 年 4 月から同年 6 月までは 36 万円、同年 7 月から平成 4 年 6 月までは 44 万円、同年 7 月から 7 年 6 月までは 50 万円、同年 7 月は 20 万円と記録されていたところ、申立人が代表取締役を務めていたA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 7 年 8 月 21 日より後の 8 年 1 月 5 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和 61 年 4 年から平成元年 11 月までは 6 万 8,000 円、同年 12 月から 6 年 9 月までは 8 万円、同年 10 月から 7 年 7 月までは 9 万 2,000 円にさかのぼって減額訂正処理されていることが確認できる。

また、上記の訂正処理は、A社が破産宣告を受けた平成 7 年*月*日の後の 8 年 1 月 5 日に行われていることが確認できる。

そこで、上記の訂正処理については、事業主が自ら届出を行ったか、破産宣告に伴って選任された破産管財人が届出を行ったか、又は社会保険事務所が職権で行ったことが想定されるところ、申立人は、上記の減額訂正について、自分は関知しておらず、破産管財人が行ったのではないかと主張している。この

ことを確認するために、当該破産管財人に照会を行ったものの、「破産管財人としての権限が終わっており、資料も無い。」という回答しか得られなかった。

一方、申立人は、「当時、社会保険料の滞納があった。倒産する前は、社会保険事務所に相談したことがある。」と供述している。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人に係る平成7年8月21日の被保険者資格の喪失に伴い、事業主から政府管掌健康保険の被保険者証（以下「健康保険証」という。）が社会保険事務所に返納されていることが確認できる。

さらに、申立人がA社の破産手続を依頼した弁護士は、申立人に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届の写しを保管しており、当該書類には、社会保険事務所が申立人の健康保険証を回収した旨の印が確認できるところ、当該弁護士は、当該書類について、「申立人が持ってきたものを、そのままコピーしたものだと思う。」と供述している。

そして、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の被保険者資格の喪失と上記の減額訂正は同日に処理されており、これらのこと及び社会保険事務所が独断で遡及訂正処理を行ったことがうかがえないことを合わせ考えると、上記の訂正処理について、社会保険事務所が、A社の代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに行ったとは考え難く、申立人は、同社の代表取締役として、上記の訂正処理に関与又は同意していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額^{そきゅう}の記録訂正に関与又は同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 7 年 7 月 31 日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給された報酬に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 4 年 10 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 6 月までは 59 万円と記録されていたところ、申立人が代表取締役を務めていたA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 7 年 7 月 31 日。以下「全喪日」という。）より後の同年 9 月 19 日付けで、申立人及び取締役の一人の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額は、11 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、上記減額訂正について、「自分に関知していない。全喪日以降は、1 か月くらいB国C市に行っていた。減額訂正が行われたときには、国内のD市にいた。」と主張している。

しかし、申立人から提出されたスケジュール手帳の写しには、上記減額訂正の処理が行われた平成 7 年 9 月 19 日より前 1 週間に、申立人がD市に出掛けたい旨の記載は無い。

また、複数の従業員は、申立人と連絡が取れなくなったのは 1、2 か月間で

あった旨供述しており、申立人は、「B国C市から帰ってきてからは、残務整理のために弁護士と会ったり、下請会社と連絡をとったりしていた。」と供述していることから、申立人が代表取締役の業務を離れていたのは一時的であったと認められる。

さらに、申立人は、「平成7年ごろからA社の経営環境が悪化した。金額は覚えていないが、社会保険料の滞納はあった。社会保険事務所の職員が何度か集金に来て、現金を持って行った。」と供述しており、会社の印鑑についても、自分が保管していた旨供述していることから、申立人が、上記減額訂正に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額記録の訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 12 月 1 日から 8 年 6 月 26 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 8 年 6 月 26 日より後の同年 8 月 29 日付けで、当初、41 万円と記録されていた申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、さかのぼって 11 万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、同社の取締役であったことが確認できる上、申立人は、自分が同社の実質的な代表者であった旨供述しており、また、同社の代表取締役は、「申立人が、A社の実質的な代表者であり、自分は形式だけの代表取締役であった。」と供述していることから、申立人は、社会保険事務に係る事業所の意思決定について、一定の権限を有していたと認められる。

また、上記の訂正処理は、A社が破産宣告を受けた平成 8 年 * 月 * 日の後の同年 8 月 29 日に行われていることが確認できる。

そこで、上記の訂正処理については、A社の実質的な代表者であった申立人が自ら届出を行ったか、破産宣告に伴って選任された破産管財人が届出を行ったか、又は社会保険事務所が職権で行ったことが想定されるところ、A社の破

産手続に係る破産管財人は、「会社からの申立てにより書類に社印を押すことはあっても、何も無く自ら手続を行うことはない。」と回答している。

他方で、申立人は、上記の訂正処理について、「自分は関知していない。社印は破産管財人に渡した。社会保険事務所が勝手に行ったとしか考えられない。」と供述している一方、「当時、社会保険料の滞納はあった。」とも供述している。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人に係る平成8年6月26日の被保険者資格の喪失に伴い、申立人に係る政府管掌健康保険の被保険者証が社会保険事務所に返納されていることが記録されているところ、当該資格喪失処理と上記の訂正処理は同日に行われていることが確認できる。

これらのこと及び社会保険事務所が独断で遡^{そきゅう}及訂正処理を行ったことがうかがえないことを合わせ考えると、上記の訂正処理について、社会保険事務所が、A社の実質的な代表者であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに行ったとは考え難く、申立人は、同社の実質的な代表者として、上記の訂正処理に関与又は同意していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の実質的な代表者であった申立人が、自らの標準報酬月額記録の訂正に関与又は同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月 1 日から 8 年 10 月 23 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 2 年 1 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 8 年 9 月までは 59 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 8 年 11 月 1 日より後の同年 12 月 13 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、2 年 1 月から 6 年 10 月までは 8 万円、同年 11 月から 8 年 9 月までは 9 万 2,000 円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、同社の無限責任社員であったことが確認できる

また、上記の訂正処理は、A社が地方裁判所から破産宣告を受けた平成 8 年 *月*日の後の同年 12 月 13 日に行われていることが確認できる。

そこで、上記の訂正処理については、事業主が自ら届出を行ったか、破産宣告に伴って選任された破産管財人が届出を行ったか、又は社会保険事務所が職権で行ったことが想定されるところ、A社の破産手続に係る破産管財人は、「自らの破産管財人としての業務の中で、さかのぼって減額訂正を行ったことはな

かった。」旨の供述している。

他方で、上記減額訂正について、申立人は、「自分は減額訂正を行った覚えが無い。経理担当者にすべて任せていたが、当該経理担当者は既に亡くなっている。また、会社の実印は、自分か当該経理担当者が管理していた。」と供述している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人に係る平成8年10月23日の被保険者資格の喪失に伴い、申立人に係る政府管掌健康保険の被保険者証が社会保険事務所に返納されていることが記録されているところ、当該資格喪失処理と上記の訂正処理は同日に行われていることが確認できる。

これらのこと及び社会保険事務所が独断で遡^{そきゅう}及訂正処理を行ったことがうかがえないことを合わせ考えると、上記の訂正処理について、社会保険事務所が、A社の無限責任社員であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに行ったとは考え難く、申立人は、同社の無限責任社員として、上記の訂正処理に関与又は同意していたと認められる。

以上の事情を総合的に判断すると、A社の無限責任社員であった申立人が、自らの標準報酬月額^{せうじゆんぎやく}の記録訂正に関与又は同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 34 年 3 月ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。申立期間に同社で勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚に関する申立人の供述から、期間は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の従業員に関する資料を保有していないことから、申立人の同社における勤務の状況や厚生年金保険の加入状況については確認できないとしている。

また、A社の元従業員の一人は、「社長は、その従業員が長く勤めるかどうかを見定めてから社会保険等に加入させていた。1年くらい加入させてもらえないまま、会社を辞めていった人もいた。」と供述している。

そこで、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員から同社への入社日を照会し、これと当該被保険者名簿における資格取得日とを比較したところ、同社に9年間在籍していた者が二人おり、そのうちの一人は入社と同時に資格取得しているが、ほかの一人は入社してから資格取得するまでの期間が5年程度あり、また、4年間在籍していた者は入社してから資格取得するまでの期間が6か月程度あることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から15年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与に見合う標準報酬月額と違ふと申し立てている。

しかし、A社の代表者は、申立期間当時の給与台帳や給与明細は作成していないものの、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を社会保険事務所に納付したとしている。

また、社会保険事務所のA社に係る被保険者資格記録照会回答票(資格記録)では、申立人の標準報酬月額に係る訂正処理が行われた形跡も無い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主から控除された事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの周辺事情及び関連資料を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月 5 日から同年 9 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 57 年 2 月 5 日から継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録から、申立人は、申立期間に同社に勤務していることが確認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の資料を保存していないため、申立人の厚生年金保険の加入の有無は確認できないが、同保険に加入させていない従業員から厚生年金保険料を控除することはあり得ないとしている。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認でき、入社時期についての回答が得られた従業員 19 人についてみると、このうち、12 人は入社と同時に厚生年金保険に加入しているが、残りの 7 人は、最短で翌月、最長で 8 か月経過後に加入していることが確認できることから、同社では、一部の従業員については、入社から相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、試用期間経過後に厚生年金保険に加入した従業員 3 人のうち、回答が得られた二人は、同保険に加入するまでその保険料が控除されていなかったとしている。

このほか、申立人の申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 9 月 1 日から 12 年 4 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A社に代表取締役として勤務した期間について、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成 11 年 9 月 1 日となっているが、12 年 4 月 1 日のはずである。資格喪失日を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 11 年 9 月 1 日）の後の平成 12 年 4 月 26 日付けで、さかのぼって 11 年 9 月 1 日と記録されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿において、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、平成 10 年から 11 年ごろA社の資金繰りが悪化したため、厚生年金保険料の滞納があったとしており、申立期間当時は各月の保険料を納付しながら、過去の滞納分については、遅れながらも分割納付していたと供述している。このことについては、同社の現金出納帳、総勘定元帳及び同社の取引金融機関の預金取引明細表の記録等により、当該納付していた事実は認められるものの、同社の厚生年金保険料の滞納総額を完済するには至っていないことが確認できる。

さらに、申立人は、平成 12 年 4 月ごろ、所轄の社会保険事務所からの呼出しを受け、滞納保険料に係る手続の中で、どのような内容のものであるかは分からないが、書類に代表者印を押して提出したと供述している。

以上のことから、申立人は、自身の厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を訂正することに関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社の代表取締役として自らの厚生年金保険被保険者資格の喪失日を訂正することに関与しながら、当該訂正処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から 7 年 4 月 1 日まで

A社に代表取締役として勤務した申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間の給与支給控除項目別一覧表に厚生年金保険の控除額が記載されているので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は、A社が適用事業所でなくなった日（平成 7 年 4 月 1 日）の後の平成 7 年 5 月 9 日付けで、さかのぼって平成 5 年 4 月 1 日と記録されていることが確認できる。

一方、商業登記簿の記録により申立人は申立期間において、A社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時厚生年金保険料を滞納していたことを認めている上、A社の顧問社会保険労務士は、「厚生年金保険料滞納の対応策として被保険者記録の訂正等の届出をしており、その際に、代表取締役である申立人が同席したかについては記憶に無いが、同席していなかったとしても、届出書には押印が必要であり、当然申立人に報告して押印していただくので、このことを知らないはずはない。」と供述していることから、申立人は自身の被保険者記録を訂正することに関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社の代表取締役として、自らの厚生年金保険の被保険者資格喪失日の訂正処理について関与しながら、当

該訂正処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から21年10月30日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A事業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない上、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、A事業所での上司や同僚等の氏名について実姉を除き記憶していないため、申立人の同事業所における勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 11 月 1 日から 17 年 8 月 9 日まで
社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 17 年 8 月 9 日以降の同年 8 月 24 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録は、15 年 11 月から 17 年 7 月までの期間について 59 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の顧問弁護士及び同社の社会保険関係の事務手続を代行していた社会保険労務士は、「申立人は、経理担当の役員で社会保険関係の事務も担当しており、A社の社会保険関係の事務手続を行う際には、申立人が窓口となっていた。」と供述している。

これらのことから、申立人は、A社において社会保険に関する事務等を担当する取締役であり、社会保険業務に主導的な役割を果たしていたことがうかがわれ、標準報酬月額の減額訂正に関与していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の経理担当取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 61 年 10 月 31 日まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった退職者名簿から、申立人が同社を退職した日は昭和 61 年 10 月 30 日であることが確認できる。

また、A社が加入しているB健康保険組合の資格喪失日も昭和 61 年 10 月 31 日となっている。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 61 年 10 月 31 日であり、申立人の主張する同年 10 月は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月 12 日から平成 4 年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。昭和 60 年 9 月から正社員として働いていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった社員名簿により、申立人は、昭和 60 年 9 月 12 日から継続して同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、当時の厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況については分からないと回答している。

また、A社の社会保険事務担当者は、「自分は申立人のことを記憶しているが、申立人は、週 3 回程度の勤務で給与も月 10 万円に満たなかったため、入社してからしばらくの間は生活保護を受けており、申立人と相談の上で、本人の保険料の負担がなるべく少なくなるようにするため厚生年金保険には加入させなかった。」「平成 4 年 8 月 1 日から厚生年金保険に加入しているのは、守衛から大工作業補助に勤務内容が変わり、給与が大幅に上がったので厚生年金保険に加入させた。」と供述している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間について国民年金に加入しており、昭和 60 年 4 月から 63 年 4 月までの期間は法定免除期間、同年 5 月から平成 3 年 3 月までの期間は申請免除期間であり、同年 4 月

から4年7月までの期間は、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和16年4月1日から17年6月1日まで
② 昭和24年12月10日から27年2月1日まで
③ 昭和45年1月10日から平成元年2月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間①、B社に勤務していた期間のうちの申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③について加入記録が無い旨の回答を得た。それぞれの期間について勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間①のうち、昭和16年12月31日以前の期間は、労働者年金保険法が施行される前の期間であり、17年1月1日から同年5月31日までの期間は、同法に基づき保険料の徴収が開始されるまでの準備期間であることから、労働者年金保険の被保険者期間とはならない。

申立期間②については、B社の複数の従業員の供述により、入社月は特定できないが、申立人は、申立期間②当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録から、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和27年2月1日であり、申立期間②当時は適用事業所となっていない。

また、社会保険事務所が保管するB社の厚生年金保険被保険者名簿から複数の従業員に照会したところ、二人の従業員が、「自分は昭和26年ごろに入社したが、厚生年金保険は入社後しばらくしてから加入した記憶がある。」と供述

している。

さらに、B社は、既に解散しており、代表者も死亡しているため、会社及び代表者から申立人の申立期間②に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間③については、社会保険庁の記録によると、C社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

このことについて、申立人は、「自分は、会社設立時からC社の事業主であるが、同社が厚生年金保険の適用事業所となるための手続を行った記憶は無い。」と供述しており、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間③の全期間について国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できることから、申立人は、厚生年金保険の適用事業所にはなっていないことを知りながら、自ら厚生年金保険料を給与から控除していたとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月 1 日から 60 年 1 月 5 日まで
② 昭和 62 年 11 月 21 日から平成元年 3 月 20 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。いずれも勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、その一部の期間にA社における雇用保険の加入記録があること及び当時の取締役や従業員の供述により、勤務した期間までは特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、申立人が被保険者資格を取得した日(昭和 60 年 1 月 5 日)と同日であり、申立期間①においては、同社は適用事業所にはなっていない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の従業員に関する資料は入手できず、当時の代表者に申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について照会したものの、回答は無く、当該状況等を確認できない。

さらに、申立人が記憶している取締役 1 名は、期間は明らかではないが申立人がA社に勤務していた記憶はあるものの、申立人の厚生年金保険の加入状況や厚生年金保険料の控除については分からないと供述している。

加えて、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、同

社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 60 年 1 月 5 日に被保険者資格を取得した従業員 7 名のうち、所在が判明した 3 名に照会したところ、2 名から回答があり、1 名は、「昭和 60 年 1 月 5 日以前に厚生年金保険に加入したことはない。」と、他の 1 名は、「昭和 60 年 1 月 5 日以前は、国民健康保険に加入していた。」とそれぞれ回答している。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人の業務内容に関する申立内容及び従業員の供述から、申立人が A 社に継続して勤務していたことがうかがえる。

また、複数の従業員が、「A 社の事務は社会保険や雇用保険も含め全部申立人が行っており、社長と一緒に各種届出等を行っていた。」などと供述しており、申立人も同趣旨の供述をしていることから、申立人は A 社に勤務し、経理・社会保険事務を担当していたことが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によれば、A 社は、平成元年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②のうち、同年 2 月 1 日以降は適用事業所にはなっていない。

また、申立人から「昭和 63 年分給与所得の源泉徴収票及び 2 月分の給与明細書」として提出された資料には、当該期間において厚生年金保険料が控除されている旨記載されているものの、当該源泉徴収票における社会保険料欄の記載については、作成者以外の者により加筆された可能性を否定できないことや、当該給与明細書の社会保険料合計額は、当該保険料内訳の合計額と相違していることなど、当該提出資料の信憑^{びよう}性に欠ける状況が随所に見受けられる。

さらに、同僚からは、保険料控除に関する供述は得られず、このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料を納付する義務を履

行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間②について、申立人の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおりA社において経理・社会保険事務を担当しており、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和62年2月1日から平成7年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間のうち、平成6年6月1日から7年9月1日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年2月1日から平成7年9月1日まで
② 平成6年6月1日から7年9月1日まで

社会保険事務所の訪問により、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では、代表取締役として勤務しており平均給与は90万円程度であったので30万円と記載されているのはおかしく、さらに、違法に減額されている期間もあり納得できない。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、自らが代表取締役を務めていたA社において、社会保険庁のオンライン記録における申立期間の標準報酬月額が30万円となっているところ、給与明細書等の給与支給額や厚生年金保険料の控除額を証明できる資料は無いが、平均給与は90万円程度であったのは間違いないので、当該期間の記録は納得がいかないと申し立てている。

しかし、申立人は、給与明細書等の資料を保管していないため、申立期間①の報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

また、社会保険事務所の記録では、申立人については昭和62年2月の厚

生年金保険の被保険者資格の再取得時に標準報酬月額が決定されているが、この標準報酬月額を社会保険事務所が誤って記録したとすれば、申立期間は103か月あり、その間に事業主から社会保険事務所に申立人に係る標準報酬月額算定基礎届が少なくとも8回提出されており、社会保険事務所が、いずれの機会においても事業主からの届出と異なった標準報酬月額を決定し、記録したとは考え難い。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間①について、申立人が、自らの厚生年金保険料を給与から控除していたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおりA社の代表取締役であり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年9月1日）の後の平成7年9月12日付けで、さかのぼって9万2,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本から、申立人は、当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間②当時にA社において厚生年金保険料の滞納があったこと、厚生年金保険からの脱退及び標準報酬月額の減額訂正についての関与を認めていないものの、会社の代表者印は申立人が管理していたことを供述している。

さらに、当時の従業員は、「当時、厚生年金保険料の支払が遅れていたため、社会保険事務所から時々支払の督促がきていた。」と供述していること

から、保険料の滞納があったことがうかがえ、申立人が関与せずに、社会保険事務所に厚生年金保険の脱退手続及び標準報酬月額の見直しをすることは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の業務を執行する責任を負っている同社の代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた行為について責任を負うべきであり、当該行為の結果である標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の見直しを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年10月1日から6年4月27日までの期間及び11年3月1日から同年4月1日までの期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成11年4月1日から同年9月1日までの期間について、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月1日から6年4月27日まで
② 平成11年3月1日から同年4月1日まで
③ 平成11年4月1日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が、実際の報酬に見合う標準報酬月額と相違しており、また、申立期間③の加入記録が無いことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録では、申立人が代表取締役を務めていたA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年4月27日。以下「全喪日①」という。）と同日付けで、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録が、さかのぼって53万円から9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社が社会保険料の口座振替指定金融機関として届け出たB銀行C支店の預金・積金取引推移表によると、平成5年3月31日に社会保険料の引き落としがあった後の保険料の口座引き落としは確認できない。

また、A社の当時の経理担当者は、「社会保険料の滞納があったので、社

会保険事務所に小切手を持参した。」と供述しており、これらのことから、同社は、申立期間①に係る減額訂正が行われた当時、厚生年金保険料等の支払に苦慮していたと考えられる。

さらに、上記経理担当者は、「結局、持参した小切手は決済できなかった。その後、社会保険事務所の職員が来訪し、社会保険から脱退させられた。そのとき、申立人も同席していた。」と供述していることから、申立人が、申立期間①に係る減額訂正に同意していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 社会保険庁のオンライン記録では、A社が平成11年3月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となった後、再び厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成11年9月1日。以下「全喪日②」という。）より後の同年11月15日付けで、申立人について、11年10月の定時決定（50万円）が取り消され、同年3月1日の資格取得時の標準報酬月額が50万円から9万2,000円に減額訂正された上で、同年4月1日に資格喪失した旨記録されていることが確認できる。

一方、A社が、社会保険料の口座振替指定金融機関として届け出たD銀行E支店の普通預金取引推移一覧表によると、平成11年4月に社会保険料の引き落としがあった後、その後の保険料の口座引き落としは確認できない。

また、A社の従業員の一人名は、「平成11年8月の下旬には仕事が無くなり、会社を辞めるしかなかった。給料も、最後の10日間くらいの分をもらっていない。」と供述しており、これらのことから、同社は、申立期間②及び③に係る処理が行われた当時、厚生年金保険料等の支払に苦慮していたと考えられる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、全喪日②に在籍した従業員のうち、申立人と、申立人が「現場で炊事を担当していた」と供述している従業員一人の政府管掌健康保険の被保険者証が、平成11年11月15日に返納されていることが記録されており、上記減額訂正と資格喪失の処理が行われたのは、同日であることが確認できる。

加えて、社会保険庁のオンライン記録では、約5年間の休業期間を挟み、全喪日①及び②のいずれの時点においても、A社に在籍していたのは同社の代表取締役であった申立人だけであることから、申立人が申立期間②及び③に係る処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、

自らの標準報酬月額の減額訂正及び被保険者資格のさかのぼった喪失に係る処理に関与しながら、これらを有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間②及び③について、厚生年金保険の標準報酬月額及び被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 6 月 1 日から 33 年 10 月 31 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B工場に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があったが、同社で勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の元妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「退職者は、退職者名簿にて管理していますが、当該者については未掲載となっております。在籍の確認はできません。」と回答しているため、事業主から申立人の勤務実態を確認できない。

また、申立人の前妻は、当時のA社B工場における元同僚を一人記憶していたものの、姓しか記憶していないため特定できず、元同僚から申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

さらに、社会保険事務所の保管するA社B工場に係る被保険者名簿から、申立期間当時に同工場で厚生年金保険に加入していたことが確認できる34人の従業員に照会したところ、回答のあった30人のうち一人が申立人を記憶していたが、その者も申立人の勤務期間及び厚生年金保険加入の有無については、「分からない。」と回答している。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 8 月 1 日から 13 年 10 月 1 日まで
社会保険庁の戸別訪問 (2 万件調査) により、A 社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の元妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、平成 16 年 4 月 21 日付けで、12 年 10 月 1 日の定時決定が取り消され、同年 8 月から 16 年 3 月までの期間は 56 万円が 9 万 8,000 円に^{そきゅう}遡及して訂正されていることが確認できる。

一方、A 社の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが認められ、申立期間当時、同社の従業員で現在の同社の代表取締役は、「社会保険事務所への届出は事務担当者が行っていたが、会社印は申立人が管理していた。」と供述している。

さらに、A 社の現在の代表取締役は、「申立期間当時は、事業を行える状態ではなかった。」と供述している上、社会保険庁のオンライン記録により、同社は、平成 12 年 12 月に社会保険料の口座振替を辞退していることが確認できることから、申立期間当時、同社では、社会保険料を納付していなかったと推認できる。

以上のことから、A社では厚生年金保険料の処理のため、当該標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{さく}及訂正を行ったと推認でき、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正がなされたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、当該減額訂正が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から7年12月31日まで
社会保険庁の戸別訪問(2万件調査)により、A社に経理担当の取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成7年12月31日以降の8年2月26日付けで、6年4月から同年10月までの期間は53万円、同年11月から7年11月までの期間は59万円が、いずれも11万円に^{そきゅう}遡及して訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本により、当該^{そきゅう}遡及訂正処理が行われた当時、同社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A社の経理担当であったことを認めており、同社の元従業員に照会したところ、申立人が経理の重要事項について権限が無かったとする供述は得られなかった。

さらに、A社の取締役(申立人の子)は、「申立期間当時、滞納した社会保険料の処理のため、社会保険事務所の担当課長から言われるとおり手続を行った。」と供述しており、また、社会保険庁が戸別訪問の際に作成した質問応答書により、申立人は、「未納保険料の清算について、社会保険事務所の担当課長から役員の給与をさかのぼって下げることの提案を受けた。不渡りを出して

いることもあり、疑問を持ちながらも同意した。」と回答していることが確認できる。

以上のことから、A社では、滞納した社会保険料の処理のため、申立人の標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{そきゅう}及訂正を行ったことが確認でき、申立人は、経理担当の取締役として、当該標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{そきゅう}及訂正に関与したと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、当該減額訂正が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月1日から5年8月30日まで

社会保険事務所の調査により、A社に勤務した期間のうち、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低額となっていることが判明した。当時役員であったが標準報酬月額の減額は聞いていない。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年9月から5年7月までの期間において50万円と記録されていたところ、同年10月7日付けで、さかのぼって20万円に訂正された記録が確認できる。

一方、A社の代表取締役である申立人の妻は、「平成5年ごろからA社の経営環境が悪化し、社会保険料を滞納したことから、保険料の引下げについて社会保険事務所と相談し、標準報酬月額の減額訂正に同意し、その届出を自ら行った。」と供述しているが、申立人は、「当時、社会保険事務等は代表取締役である妻に任せ、自分は工場現場の業務に従事していたことから、標準報酬月額の減額訂正については、関与せず、知らなかった。」と供述している。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は標準報酬月額がさかのぼって減額処理された日において、同社の取締役であったことが確認できる。

また、A社の役員は、申立人と代表取締役の妻の2名のみであり、申立人が

同社の経営責任を有していたと供述していることから、申立人は実質的に代表取締役と同等の立場で経営に参画し、一定の権限を有していたものと考えられ、自身の標準報酬月額の減額訂正に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社において実質的に代表権を有していると考えられる取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案5948

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から6年1月28日まで

厚生年金保険の加入状況等について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。私は、同社で代表取締役として勤務していたが、平成5年10月ごろに同社を退職しており、標準報酬月額の引下げについては、全く関与していないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社における厚生年金保険加入期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当初、平成4年1月から5年12月までの期間について53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年1月28日）の後の6年2月1日付けで、さかのぼって8万円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、「申立期間当時の会社状況は、資金繰りに苦慮している状況であった。社会保険料の納付については、負担を感じていたため、社会保険から脱退できないか社会保険事務所に相談をした。同事務所の担当職員からは、保険料を下げることで脱退をせずに社会保険の加入を継続することができる」と説明を受け、取締役はその内容を伝えた。しかし、私は、平成5年10月ごろ、会社を退職しているので、保険料の引下げが実際に行われたかは知らない。」と供述し、標準報酬月額の引下げについては、全く関与しておらず、同意もしていないとしている。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年1月28日まで同社の被保険者であったことが確認できる上、同社の閉鎖登記簿謄本によると、当該訂正処理が行われた同年2月1日及び同社が解散する平成14年*月*日の時点で、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社における同僚は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後においても、申立人が同社に在籍していたことを記憶しており、当時の従業員は、出向先の事業所から同社に戻る直前の平成6年3月ごろ、申立人から同社の事情説明を受けたと記憶している。

これらのことから、申立人が主張する退職時期以降においても、申立人と同社の間に委任関係があったことがうかがえることから、申立人は、A社における厚生年金保険の適用事業所の全喪手続に全く関与していなかったとは認められず、自身の標準報酬月額を減額訂正することに関与していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、会社の業務としてなされた行為について責任を負うべきであり、当該行為の結果である自らの標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案5949

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から9年1月31日まで

厚生年金保険の加入状況等について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。私は、同社で代表取締役として勤務しており、途中で給与が下がったことはないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社における厚生年金保険加入期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当初、平成3年1月から6年10月までの期間については53万円、同年11月から8年12月までの期間については59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年1月31日）の後の9年3月6日付けで、当該期間については、さかのぼって9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、「平成8年ぐらいから会社の資金繰りが大変となり、社会保険料の滞納をしたこともあったが、従業員には迷惑を掛けられないので、会社が社会保険から脱退するときまでには、滞納保険料のすべてを支払ったはずである。社会保険からの脱退手続については、経理担当者である取締役会社に代表者印を預けて行わせたが、標準報酬月額の記録を訂正したような説明は受けておらず、社会保険事務所からも説明は無かった。」と供述し、標準報酬月額の引下げについては、全く関与しておらず、同意もしていないとしている。

しかしながら、A社の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は当該訂正処理が行

われた平成9年3月6日の時点で、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社は、厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年1月31日の後の同年2月に銀行取引停止処分を受け、事実上倒産をしていることから、申立人が滞納していた社会保険料を同社が全喪するときまでに納付したとする供述は信憑^{びよう}性に欠ける上、申立人は、同社の全喪手続を取締役に指示し行わせていることから、標準報酬月額^{ひょうじゆんほうぎやう}の減額訂正について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案5950

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月1日から11年12月31日まで

社会保険庁の2万件調査により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役で勤務したが、社会保険関係の事務手続に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成11年12月31日）の後の平成12年2月4日付けで、申立人の申立期間の標準報酬月額が、さかのぼって26万円から9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本により、申立期間及び上記の標準報酬月額の記録が処理された日において代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険料の滞納があったため、申立期間以前に2回程度小切手を切って保険料を納付した記憶があるが、ほかに保険料を滞納した記憶が無いので、保険料をすべて支払い、滞納保険料は無かったと主張している。

しかしながら、申立人は、A社においては、平成11年ごろは厳しい経営状態が続いており、倒産した時点では公租公課を含め多額の負債が発生していた旨供述している。また、申立期間以前から経理担当の取締役から「社会保険事務所が、小切手を持参するように督促をしている。」と再三言われていたと供述している。さらに、社会保険庁の記録に、同社の保険料の口座振替情報の記載

があることから、当該口座の利用状況を確認したところ、申立期間を含め、保険料振替の事実は確認できず、申立期間当時、保険料の滞納が発生したことが推認される。

また、申立人は、平成11年ごろに社会保険関係の事務を行っていたのは、取締役又はアルバイトの女性であったと思うが、誰が当該手続を行っていたかについては記憶に無いと供述している。

しかしながら、上記の者のうち、取締役は、申立人の標準報酬月額記録が処理された日には既にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、また、アルバイトの女性は、厚生年金保険に未加入であり、同社の社会保険手続に関与していたとは考え難い。

さらに、A社が適用事業所でなくなった当時、同社の厚生年金保険被保険者は、申立人及び取締役の2名のみであり、当該取締役から供述が得られず、当時の状況を確認できない。

加えて、申立人の健康保険証は、A社の全喪処理日（平成12年2月4日）に社会保険事務所に返納されており、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において全喪処理及び標準報酬月額の記録の処理が行われたことは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額に同意していたものと考えることが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時、A社の代表取締役であった申立人は、申立てに係る標準報酬月額を減額する処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月5日ごろから同年8月15日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答があった。しかし、同社には申立期間も勤務しており、支給された給与額に増減はなかったと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の勤務状況等に関する申立人の詳細な供述から、申立人は申立期間当時もA社に勤務していたこととはうかがえる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の資料等を保存していないことから、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できないと回答している。

また、A社の現在の代表者は、申立期間当時、同社では試用期間があり、試用期間経過後に厚生年金保険の加入手続を行う取扱いがあったと供述しており、申立人と同様に昭和35年に高校を卒業し、同年4月からA社に勤務したと供述する従業員2名の厚生年金保険の資格取得日を確認したところ、申立人と同日に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同日に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、試用期間があったため当該期間は厚生年金保険に未加入の期間となっているのではないかとの供述が得られた。

加えて、申立人は、A社に入社してから申立期間を含め、給与額に増減はな

かったと記憶していることから、保険料を控除されていたと主張しているが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月1日から53年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てているところ、同社の代表者の回答及び社員旅行の写真から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録では、A社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所であることを確認できない。

また、申立人に係る厚生年金保険の適用についてA社の代表者に照会したところ、申立期間当時、同社の従業員数は4名であったことから厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、申立人が当該保険に加入することはなく、厚生年金保険料も控除していなかったとの供述が得られた。

さらに、申立人は、A社における同僚等の氏名を明確に覚えていないことから、これらの者から、申立人の同社における勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 16 日から 43 年 4 月まで
中学卒業後、夜学に通いながら、A店に1年6か月勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことを申し立てている。

しかしながら、A店は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。また、事業主の娘は、事業主が死亡した後にA店を閉店し、一切の書類を処分したため申立期間当時のことは分からないと供述している。

また、A店において昭和 42 年 3 月 6 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している店員は、「自分が、A店に入店したときには申立人は既に勤務していなかった。」と供述しており、申立人が一緒に入店したとする同僚も、「申立人が同店を退職した後に、上記の店員が、A店に入店した。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管するA店の厚生年金保険被保険者名簿には、昭和 41 年 12 月 3 日付けで、申立人の健康保険被保険者証が回収されていることが、記録されている。

加えて、申立人に係る雇用保険の資格喪失日は、昭和 41 年 11 月 16 日となっており、厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 9 月まで
A 社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てており、申立期間当時に同社に勤務していた従業員複数名の名前を記憶している。

しかしながら、A社の申立期間当時の事業主は、申立人について記憶していないと回答している。また、申立期間において同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員に照会し、5名から回答があったものの、いずれの従業員も申立人を記憶しておらず、申立人のA社における勤務実態等を確認することができない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主も当時の資料を保存していないことから、同社における申立人の厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険証番号に欠番は無く、記載内容に不自然さはみられない。

加えて、A社が加入していたB健康保険組合には申立期間当時のA社従業員の加入記録は保存されているが、同記録には申立人に係る被保険者記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月 1 日から 60 年 3 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険の保険料控除を確認できる資料は無いが、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた従業員の供述により、期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態や保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、A社の申立期間当時の従業員数は、100名程度であったとしているが、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時に同社で被保険者資格を取得している従業員の数は20名程度であり、このことについては、同従業員の中の1名も、「当時、従業員全員が社会保険に加入しているわけではなかった。」と供述していることから、同社においては、申立期間当時、厚生年金保険に加入していない従業員が多数いたことがうかがえる。なお、申立人が記憶している同僚2名についても同社における厚生年金保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月1日から同年8月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間に同社の支店から本社に異動はあったものの、同社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された「在職期間証明書」等から判断すると、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、A社から提出された「給料台帳」では、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

また、A社から提出された「健康保険厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、同社が、政府の申立期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後の平成7年12月11日付けで、申立人の同社における資格取得日を元年8月2日から同年7月1日に訂正する旨を届け出ていることが確認できるところ、同社は、申立人からの苦情を受け当該訂正を届け出たが、申立期間に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除していなかったと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案5968

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から38年8月1日まで

平成21年の初めごろ、社会保険事務所で自分の年金記録に脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、私には脱退手当金をもらった記憶は無いし、当時は給与をすべて親に渡しており、自分の給与も自由に使える状況ではなかったので、脱退手当金などもらうはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月半後の昭和39年1月14日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案5969

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から40年9月16日まで
60歳になって、社会保険事務所で年金の請求手続を行ったとき、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。
しかし、脱退手当金を受給した記憶は無く、脱退手当金の支給記録に納得できないので、当該支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、事業所を退職した約1か月後の昭和40年10月20日に旧姓から新姓への氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は同年12月3日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和40年12月3日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 5 月 22 日から 52 年 3 月ごろまで
② 昭和 52 年 4 月から 53 年 5 月まで
③ 昭和 53 年 7 月から 55 年 2 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③の加入記録が無い旨の回答があった。これらの事業所に勤務していたのは確かなので、申立期間①、②及び③について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間直前にA社で厚生年金保険に加入し、その資格喪失日が昭和 51 年 5 月 22 日と記録されているが、その後も引き続き勤務していたと申し立てている。

しかしながら、雇用保険の加入記録では、申立人のA社の離職日は、申立期間①直前の昭和 51 年 5 月 21 日と記載されていることが確認できる。

また、A社は平成 16 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記簿謄本においても既に解散登記がなされており、当時の役員とも連絡が取れず、申立期間①当時における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無を確認できない。

さらに、申立人が記憶していた同僚二人は、いずれも社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に登載されていない。

加えて、当該名簿に登載されている従業員に照会したところ3人から回答

があり、うち一人からは、申立人がA社に勤務していたことを記憶しているが、具体的な勤務期間は不明である旨の回答があり、他の二人は申立人を記憶していない旨供述していることから、申立人が申立期間①において同社で厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られない。

- 2 申立期間②について、B社は平成5年1月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本においても既に解散登記がなされていることが確認できる。

また、当時のB社の代表取締役は既に死亡しており、他の取締役及び監査役の連絡先も不明であり、同社の清算人は資料が無い旨の供述をしていることから、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無を確認できない。

さらに、申立人は、B社の同僚4人の姓を記憶しているが、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に当該同僚の姓は見当たらず、同名簿に登載されている従業員からは、申立人が申立期間②において同社に勤務していたこと及び同社で厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られない。

加えて、申立人は、B社に営業職として勤務していたと主張しているが、当時の同社の複数の経理担当者は、同社が経営する施設の会員権は委託販売をしていたため、営業職として雇用していた従業員はいなかった旨供述している上、申立人と同じ営業職の従業員の存在も確認できない。

- 3 申立期間③について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間にC社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、C社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、C社の商業登記簿謄本から、同社は、平成元年*月に解散しており、当時の取締役の連絡先が不明である上、申立人も同僚の氏名を明確に記憶していないことから、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無を確認できない。

- 4 このほか、申立人が、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を、それぞれの事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。